

午前10時2分 開会
議長（藪野 勤君） おはようございます。ただいまから平成11年第3回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めております。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において14番 成田政彦君、17番 島原正嗣君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月20日から9月30日までの11日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日9月20日から9月30日までの11日間と決定いたします。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めておりますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成11年第3回泉南市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素から本市の発展と市民生活の向上のため御尽力をいただいておりますことに対しまして敬意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。

さて、本議会には、泉南市情報公開条例の制定など議案3件と報告案件3件を御提案させていただいております。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

議長（藪野 勤君） 次に、日程第3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間は、その答弁を含め1人1時間といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず初めに、8番 松原義樹君の質問を許可いたします。松原君。

8番（松原義樹君） おはようございます。第1翔政会の松原でございます。奇遇とはあるもので、昨年の第3回の定例会で初めて1番くじというのを引かしていただきました。そしてまた、ことしも第3回定例会で2回目の1番くじを引き、何か因縁があるやに思います。いささか緊張してはおりますが、通告に従い質問を進めてまいりたいと思います。

さて、トルコ西部を襲った地震は1万4,000人を超える被害者を出し、阪神大震災を経験した私としては、心より哀悼の意をあらわすとともに、一日も早い復興に手助けできるよう努力してまいりたいと思います。

また、東ティモールの独立を選んだ選挙後の騒乱で、23カ国に及ぶ多国籍軍の展開を受け入れたインドネシアなど——その多国籍軍は本日どうやら到着したようですが、きな臭いニュースが多々飛び込んできております。

当市でも、9月3日午後1時30分ごろ、男里浜区を通る南海6号踏切で、2人の幼い命を失っており、早急な対策が必要と思われませんが、時間が許せばお答えいただきたいと思います。

さて、当市をめぐる動きの中で、関空2期工事も着工され、地元2市1町を外から見た週刊誌等の評価に変化があるやをかいま見ましたが、市長、評論についてお尋ねし、通告5点について質問を進めてまいりたいと、そのように思います。

大綱第1点目、環境問題について質問いたします。

1点目、男里浜区地先にある焼却場のダイオキシン対策工事が進められておりますが、汚染開放の一日も早い立場より、進捗状況をお答えいただきたいと思います。

2点目、焼却場の建てかえ問題の混乱から、過去20年ほど前になりますか、裁判闘争となり、処理能力不足から多年にわたり野焼きが行われま

した。地元浜区を初め樽井、鳴滝まで広範な悪臭、黒い雨といおうか雪が降り、洗濯物の汚染、煙によるせき込みなど多大な健康被害を受け続けた時期が六、七年あったように思います。

私の家でもぜんそく持ちの家内が3回、4回と病院に救急で飛び込み、点滴を受け発作をとめたこともありました。そのときの病院の先生も、浜筋、いわゆる浜区とか樽井とか鳴滝、岡田などその浜筋と山筋では、呼吸器系の病気で大きな差が見られるとの指摘がありました。

また、過日の浜区区民会館でのお葬式の折、区長よりことしは亡くなる人が多いと。その中で呼吸器系の方が目立って、過去の健康被害が出ているのかもしれない。因果関係があるのではないかという御意見もありました。死亡届の分析、地域差など統計をとられたことはあるのか、お答えください。

大綱第2点目、道路行政について質問いたします。

過日、幡代地内の女性の方から、泉南市の道路は他市町村——そこでは阪南市というような言葉も出てたんですが、比べて悪いという指摘がありました。私すぐにはのみ込めなかったのですが、その道路を見て納得。市道南泉寺大師線で約300メートルほどの間でしたが、舗装はなく、軽の車幅ぐらいでしょうか、20センチほどのがぶりというんですか、へこみが多々あり水がたまっている状態でした。市道の管理状況をお聞かせください。

2点目、浜区地先にある防災センター横の道路が、しり切れトンボといいたいでしょうか、そこでとまっておるんですが、これは南海5号踏切の工事等のおくれにより、仮排水路の埋め戻しもできず、工事がストップの状態と聞きますが、男里川右岸への道路の接続、これを早期に考えてほしいのですが、完成時期はいつごろになるのか、これについてお答えいただきたいと思います。

3点目、道路のいわゆる美化の観点より質問します。

府道樽井金熊寺線、いわゆる跨線橋のあるあの大きな道路なんですが、側道と緑地帯を持ち4車線化に向け工事中ですが、緑地帯は草ぼうぼうの

状態でした。岸和田土木に草刈りと植栽を申し入れたところ、草刈りはオーケーできょう現在済んでおります。植栽は予算不足でノーでしたが、その場所の草を取るといおうか花壇化については一応オーケーをもらい、現在1区画を花壇として完成させ、2区画目の進行中でございます。ボランティアで進めていますが、市のABC委員会等との共闘といえますか、共同である場所の美化ができたらというふうにと思いますので、よろしく御検討、またお答えください。

それと、先日ケナフの普及ということでしたが、そういう書類が回ってまして、ホスカポストでしたかの会にも協力の一応電話をして、お願いはしております。

大綱第3点、障害児(者)対策についてお聞きいたします。

授産施設というんですか、いわゆる泉南作業所ができて7年目になるようですが、定員35名プラスデイホームの方ですか、これが20名で運営されています。現況についてどのような評価をされているのか。それと、入所、退所の基準はどのようになっているのか。ちょっと言いにくいんですが、開所時よりの入所者の出入りについてお聞かせ願いたい。独占されているという声も聞きます。どのようになっているのか。

2点目、在宅の障害児対策についてお聞きします。

各種のサービスについて障害児(者)への徹底はどのようになされているのか。通所者との受益格差があるのか、どのように埋めようとしているのか、これについてお答えいただきたいと思えます。

大綱第4点目、少し通告と上下したかもわかりませんが、下水道対策についてお聞きします。

南海5号踏切——先ほど言いましたが、その上流部での工事は出水事故などでおくれているようですが、どのような状況なのか、お答えください。下水道工事が終わると横断歩道橋設置工事が進められると思いますが、その進捗状況、完成時期はいつごろになるのか、お答えください。

2点目、男里川とか大里川のしゅんせつについてお聞きします。

きょうも雨が降っているんですが、台風とか大雨の時期を迎えようとしておりますが、河床がきょう現在土砂によりかなり上がっており、またその中に草木というんですか、草木もかなり生い茂っております。早期のしゅんせつが必要ですが、大阪府のことではなく、泉南市としてどのように考えておられるのか、予定についてお聞かせいただきたいと思ひます。

また、木影横の排水路、これが隣近所からは悪臭でたまらないと、またその雑草も切ってくれというお話で、市当局にも申し入れておりますが、それのお答えについてもお答えいただきたいと思ひます。

大綱第5点目、住宅問題についてお聞きします。住宅払い下げ問題は、司法の手でといおうか、もつて裁きを受けるべく、きょう現在裁判となっておりますが、その進捗状況はどうなつてゐるのか。

また、裁判とは別に耐用年数も大幅に過ぎてゐるといひましようか、老朽住宅の対応は放置することができません。補正予算も組まれたようですが、住宅行政全般について、そのこと、市営住宅の行政の立場からのお答えをいただきたい。

また、市長とはある時期、2年ほど前でしたか、円卓会議のような状態で会議を持ったときに、円満解決という言葉をおいただきました。その時点からしてはかなり前向きな答えであつたと思ひますが、今裁判ということで吹き飛んだと思ひたくありません。市長、円満解決に向け英断を期待しますが、どのように思つておられるのか、円満解決の趣旨も含めてお答えいただきたいと思ひます。

それと、1つ遠いところの話であれなんです、読売新聞の記事に、奈良の方できょう現在こつと同じような状況があると思ひますが、「改良住宅の払い下げ促進などを国に要望へ」というタイトルで77の市町村が全国協議会というんですか、全国協をつくり入居者への払い下げ、基準の緩和を求め要望を行つていくこととしたと、いわゆる決議したという記事がありました。市長、この全国協への参加は考えられているのか、考えられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

2点目、総務部の所管の普通財産となつてゐる

市営住宅跡地について、1年にわたり早急に進めるべく私質問も続けてまいりましたが、今回補正での対応がなされたようですが、その進捗といおうか状況についてお答えください。

以上で壇上での質問は終わりますが、お答えによつては自席より再質問させていただきます。明快なお答え、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

議長（藪野 勤君） ただいまの松原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 松原議員の最初、冒頭で申されました泉南市に対する客観的な評価といひますか、いろんな情報が出ております。わかる範囲でお答えをさせていただきたいといひように思ひます。

ことしの7月14日号「週刊東洋経済」でございますけども、これにおきましては全国694都市、これは市とそれから東京特別区23区が入つておりますが、694というふうにお考えいただいたら結構かといひふうに思ひますが、その中の成長力の分野におきましては、全国第6位ということになっております。もちろん大阪ではトップでございます。それから、事業所、従業者数の増加率でございますが、これは全国第4位ということになっております。

それから、今度は「週刊ダイヤモンド」でございますが、これは8月14日、21日の合併号でございますが、これも同じく694都市中、成長度——さっきの東洋経済の成長力と同じような数字なんです、全国8位ということになっております。それから、小売業年間販売額伸び率につきましては、全国第1位でございます。

それから、9月4日の「週刊東洋経済」のこれは財政健全度のランキングということなんです、これが全国694都市中223位ということになっておまして、大阪府下33市中11位というランクになっております。

いずれにいたしましても、最近こついろいろんな雑誌で都市のランキングといひのが毎年発表されておりますので、私も非常に関心を持つておりますし、その情報収集に努めておるところでございますけども、泉南市の場合、御承知のように人

口が着実に伸びているということと、住宅着工件数も非常に伸びているということ。それから、先ほど申し上げました小売業の年間販売額が非常に大きく回復しているというか伸びております。

一方、鉱工業生産につきましては、どことも今の時勢ですからマイナスなんです、泉南市の場合、その落ち込み率が低いということで、かなり高い点数になったのではないかというふうに思っております。

今後とも、こういういい部分について持続できるように対応してまいりたいと考えております。

それから、住宅問題で私に対する質問の中で、円満解決という話でございますが、これは以前、あいびあ泉南で松原議員も御承知の中でお話をさせていただいたんですが、事現在、訴訟の提起がされてるという中では、今の時点でこういう解決方法というのは難しいというふうに思っております。

それから、全国協への加盟ということについては、現在では考えておりません。

他については担当部局より答弁をさせます。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 松原議員の環境問題につきまして、私の方から御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、清掃工場では現在大規模改修に着手いたしてございます。本施設につきましては、昭和61年3月に竣工いたしまして、稼働後12年余りの施設でございます。この施設につきましては、ダイオキシン発生防止等ガイドライン、いわゆる新ガイドラインに基づく施設ではございませんので、平成14年12月までに恒久対策基準値1ナノグラムを維持するための設備の改修を行ってございます。

本年から2カ年で排ガス処理施設でございますバグフィルター設置工事を初め、焼却設備、燃焼ガス冷却設備等の大部分の改造が行われているところでございます。本年6月1日よりまず2号炉の改修工事が着手されまして、現在では約10%程度の進捗状況であると報告をいただいております。

本市におきましては、平成9年度から実施しておりますペットボトルを初めとしまして、来年度

からその他プラスチック容器包装等の分別収集により、ダイオキシンの削減を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から、松原議員御質問の環境問題についての焼却場と健康面ですか、その関連性についての御質問に対して御答弁申し上げます。

議員御質問の浜地区、浜筋の地区、そういったところに住んでおられる方々の健康状態として、例えば死亡死因が気管系ですか、そういった病気が多いのではないかと、あるいはそういった統計をとったことがあるのではないかと、こういう御質問であったと思います。

こういった浜地区の、例えば地域別の健康状態でありますとか、あるいは死亡死因の資料といったものは、残念ながら現在我々としてはデータとしては持ってございません。我々現在持っておりますのは、泉南市域全体の死亡死因でありますとかそういった資料で、我々は今保健事業を行っております。

特に、泉南市の死亡原因というんです、その状況を説明いたしますと、大阪府と同様、結果としましては1位ががん、2位が心臓病、3位が脳卒中と、こういった状況になっております。この死因といいますのは、3大成人病と言われるんです、そういった状況の原因となっております。

そして、残念なのは、大阪府自体がこういった死亡死因というのは、全国的に見ましてレベルというんです、高い位置にあるんですけども、泉南市はそのうちで若干高い位置にあると、こういうふうな報告が出ております。

ただ、我々としては、今後全市域を対象に住民検診を初め基本健康診査でありますとか、あるいは各種がん検診等を行っておりますけれども、今後も浜地区の方々を含め、すべての市民の方々の健康管理を行い、その充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

続きまして、障害者対策の問題でございます。

まず、授産施設であります泉南作業所の現況で

すか、あるいはその評価をどういうふうに行っているかという御質問だったと思います。授産施設の泉南作業所並びに地域生活支援施設泉南デイホームは、平成5年7月に関係各位の御努力により開設した施設でございます。作業科目としましては、パン、クッキー、陶芸を初め農作業等を実施しております。パン、クッキーの販売につきましては、市民の方々にも次第に周知され、好評をいただいていると考えております。

現在、施設への通所人数は、泉南作業所35名、デイホーム22名の計57名となっております。開所以来、希望があれば対象者の全員受け入れを行ってきており、今後もこの方針を続けてまいりたいと、このように考えております。

それと、もう1つ、在宅障害者対策の施策のPRでありますとか、あるいは通所者のサービスの格差、こういったことについての御質問だったと思います。

在宅障害者対策につきましては、施設への入所や通所をしている方々にも増して重要であると認識しております。幸いにも平成9年7月に総合福祉センターが完成し、障害者にとりましてデイサービス等の福祉サービスを受けることができるようになったわけでございます。

また、従来より障害者本人、介護者に対する給付事業、あるいは住宅改造助成事業等、こういった施策につきまして実施しているわけでございますけれども、今後も本市といたしましては、障害者の方々に広くこういった施策を御利用いただけるよう広報への掲載を初めPRに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 私の方から、道路行政についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、市道の一部御指摘ございました、特に幡代地内の南泉寺大師線についてのお答えをさせていただきたいと思っております。

この市道につきましては、樽井地区から馬場幡代地区を経由いたしまして岡中地区へ通じる昔からの幹線道路でございまして、御指摘の部分につきましては、一部農道化しておるわけございま

すが、住宅が隣接している部分、これについては舗装を進めておるところでございます。

生活道路である市道につきましては、最低幅員が4メートル以上確保するというのを道路整備の基本と考えて整備を実施してまいっております。道路整備について沿道関係者の理解、協力などが不可欠なものでございまして、その点につきまして意思統一されることが必要と考えております。

以上のような観点から事業の必要性、これは認識しておるわけでございますが、舗装に至る事業着手までにはまだ至っておらないのが現状でございます。今後とも関係区と協議を進めまして、住宅の建設されている部分につきましては、舗装を検討していきたいというふうに思っております。

続きまして、同じく道路行政のうち、防災センター横の道路の延長、また男里川右岸道路との接続についてはいつごろになるんかという道路の御質問でございました。

りんくうタウン内の周回道路の部分でございますが、現在、南部防災拠点周辺の交通でございますけれども、これにつきましては、樽井男里線は暫定2車線の府道でありまして、大阪方面へ行くには、樽井・男里地区から府道の泉佐野岩出線の側道へ通って、一たんくると浜保育所の方へ回りまして、りんくうタウン内の周回道路を経て交差点から本線へ入るといった形をとらなければなりません。

また、本線から樽井・男里方面へ行くには、交差点から側道の市道樽井中央海岸線の支線を経まして、府道の鳥取吉見泉佐野線へ合流するルートがとられております。この進入ルートでは、一部付近に時間帯によっては車両が錯綜している現状でございます。

この現状を打開する方策といたしまして、暫定的な対策といたしましては、りんくうタウン内の周回道路、これを伸ばしまして市道の浜男里御幸線に接続することが効果的な手法であると考えております。

仮排水路の埋め立ての問題等、また野鳥公園の問題、また付近に隣接して建設されております住宅を通過するのがいいのかどうか、そういう問題

も含めまして大阪府と協議を行って、できる部分については早急に大阪府でやっていただくように要望をしまいたいと考えております。

それから、1カ所ですか、御指導ございました樽井男里線の歩道にあります緑地帯の公園化、花壇化というんですか、これがございました。私も見たわけでございますけども、かなり樽井男里線の歩道は広うございまして、今府の方では植樹が困難という状況にございますので、付近の住民の方が見かねて、草を生やすよりは花を植えた方がということで手入れをしていただいております。

これらについても、府の方からも報告もいただいております。今後とも地域の住民の方が危険な場所でなければ花壇等の手入れをできるようにということで、協力もさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、5点目の住宅の問題でございますけども、裁判の進捗状況はどうかというお尋ねでございました。

この問題につきましては、これまで議会においてその都度御質問にお答えいたしました。また、いろいろな御意見や御提案をいただいております。議員御承知のとおり、ことしの1月に大阪地裁の堺支部に所有権移転登記請求事件として、建物も含みますが、入居者64名の方々が提訴いたしました。そして、5月28日に第1回の公判、続いて7月16日に第2回の公判が開かれております。

訴状の各項目に対して泉南市としての考え方、即ち相手側の主張に対して認めるものであるか、それとも否認するものであるか、答弁書を裁判所に提出いたしました。現在、原告側の釈明を求める事項に対しては、書面をもって弁論を準備するという作業中でございます。詳細については、係争中でございますので、説明を差し控えさせていただきます。なお、10月1日に第3回の公判が予定されております。

このような司法の場で議論をしておるところでございますが、他方から見ますと、議員御指摘のとおり、建築後40年以上経過した木造住宅でございます。耐用年数を既に過ぎているという事実もあって、老朽化に伴う対応で苦慮をしておる

ところでございます。今議会におきましても、御指摘のとおり一般会計補正予算で住宅の改修、事業費の計上をお願いいたしておりますので、よろしく御審議いただきたいというふうに思っております。

公営住宅法におきましては、事業主体の修繕の義務という条項が明記されておまして、維持管理も今後とも公営住宅として努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 下水道対策の南海5号踏切横の工事についてお答えします。

工事は府道樽井男里線の新設工事に伴いまして、泉南市男里雨水幹線を施工しているものでございます。ただいまやっております部分の完了をもちまして、男里雨水幹線がほぼ完了したと考えております。残っておりますところの枝葉と申しますか、主要な水路からの雨水の取り込み工事を順次進めていくことにしております。

現在までの工事の進捗でございますが、昨年11月から着手いたしまして、残存のコンクリート基礎があったり、地下水位の浅い部分があったりと思うように進まない事柄が発生しまして、現在に至っております。

現場での交通安全対策につきましては、この工事のために道路を暫定で御利用いただいている現状でありまして、普段の御利用は、通行者や通行車両に注意をしていただいております。

施工は、おおむね日曜日以外に行っております。車両等の出入りの激しい時期、例えば残土の搬出時や材料の搬入時には、ガードマンを常駐して行っているところでございます。また、出入りの少ない時期には、大型車の出入りについては、現場監督員や作業員によって車両の誘導を行い、通行者、通行車両の安全を図りつつ作業を行っているところです。特に、通学、通園時の学童や園児の安全には注意を払って工事を進めておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

それから、男里川、大里川のしゅんせつについて。

二級河川男里川のしゅんせつでございますが、大阪府岸和田土木事務所の発注工事でございます。今年度は府道堺阪南線付近から下流へ約400メートルについて、河床の整正と堆積土砂の搬出を行っております。また、昨年度にはそれより上流の金熊寺川合流部付近について、同じく河床の整正と堆積土砂の搬出を行っております。今後も流れの阻害となる箇所、河床の整正や障害物の除去を大阪府に申し入れ、実現を図っていきたくと考えております。

次に、大里川のしゅんせつについてでございますが、藤之川と蟹田川の合流部付近に堆積した土砂の搬出と、それにより下流にほうり込まれた自転車等の流れに阻害となる大型ごみの除去を行いたいと考えております。しゅんせつの工事時期ですが、この大里川は御存じのように流れが緩く、また海水の影響を受けます。作業に伴いましてにおいが発生しますので、付近住宅に一番影響の少ない時期に、また短期間に行いたいと考えております。排水路のしゅんせつとは規模が違いまして、地区の皆様の御協力を得まして進めていきたくと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、木影内排水路のしゅんせつでございますが、木影内排水路については、空き地の雑草が茂っておりますので、その雑草を刈り取ってからしゅんせつをしたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いたします。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方から、総務課の所管でございます旧市営住宅の払い下げの進捗につきまして御答弁を申し上げさせていただきます。

旧市営住宅につきましては6住宅でございます。長岡住宅、百合ヶ丘住宅、佐田住宅、国市場住宅、新家住宅、つつじヶ丘住宅がございまして、これらの住宅につきましては、昭和49年、50年度の両年度におきまして払い下げを行いました。しかしながら、長岡住宅5戸でございますけれども、土地の確定ができませんで払い下げを行うことができませんでした。また、他の5住宅につきましても、その当時居住者の事情等によりまして払い下げを受けられなかった住宅5戸と、給水塔の施設跡地が1区画ございます。

これらの住宅につきましては、現在土地境界確定に伴います調査及び居住者の聞き取り調査等を完了したところでございます。長岡住宅につきましては、土地の境界確定に係ります測量委託費を今議会に計上させていただいております。

今後、土地境界確定及び聞き取り調査の結果を踏まえまして、払い下げの方針等の検討を行いまして、早期に払い下げができるよう最大限の努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、自席より再質問させていただきます。

市長のお話の中で、いわゆる都市ランキングの位置というのは、泉南市が1位というようなものがあつたんかいなということで、かなり喜んでいらっしゃるような、またそれを余り実感できない状況なんです。それについて一度どういうことなかなんかというか、分析の方をもうちょっとだけしていただきたい、教えてほしいというふうに思いますが。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） このファクターといひますのは、人口の伸び率とか、それから住宅着工件数の伸び率とか、小売業年間販売額伸び率、それと生産年齢人口の伸び率、それと製造品出荷額の伸び率等の要素を加味したものが成長度ということでございます。

それから、小売業販売年間額の問題でございますけれども、これは1994年と1997年の3カ年の比較伸び率ということでございます。考えられますのは、泉南市の場合、商業が従来から5割以上市外に流失をしておつたという現況がございまして、最近それが市内で充足できるようになったという点と、それから逆に近隣市町から吸引するようになったということが大きいのではないかと考えております。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、大綱に従い再質問させていただきます。

環境問題の件についてですが、これは少し余談といおうか、時間も余りないのであれなんです。先日堀河のダムの上流を散策といおうか、紀泉ふ

れあい自然塾整備事業ですか、あれの工事現場なんかを見ながら行ったことがあるんですが、その中で、お名前はあれなんです、そこで農作業をされた方とお話をする機会を得ました。

その中で、イノシシの被害がかなり多いんやということ。これは、環境の面ではイノシシという動物があること自身は、なかなかユニークといおうか、いいことやと思うんですが、そのことによってお百姓さんは、稲を食われたといおうか、食べられたような状況で、環境の今度は反対に被害に遭われているような状況を聞いております。

通告にないので私の意見ぐらいにしときますが、イノシシが2匹そのときとれたと。あと1匹はそのわなをワイヤーごと引っつけて今逃走中やと、そのイノシシさんが。というような話も聞きました。泉南市もある意味では環境の汚染、これはもちろん進んではおるようですが、山間部ではイノシシさんがまだそういう状況で動いておるといおうか、ということも聞き、それとまた、先ほど来、蟹田川、藤之川、あそこの河川の立場でもお話しさせていただきましたが、しゅんせつについてはもちろん早くやってほしいというふうに思います。でも、その中でかなり今フナが群れておるといおうか、市民の皆さん方のいわゆる環境行政に対する考え方といおうか、環境に対する保守といおうか、そういうことが進んできているという面で喜びたいと思います。

それと、今焼却場の方、12年たってあと延命工事もその中であったと思うんですが、去年とことしは、今あの煙突から出ている濃度ですね、これはどのくらい出てるもんか。そしてまた、現法律では何ナノグラムといおうか、かなりの数字やったと思うんですが、ちょっとあれなんでお教えください。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 清掃工場のダイオキシンについての再質問でございますが、私ども泉南清掃事務組合では定期的に煙突中間のダイオキシン濃度の測定を行っております。直近でございますと、本年6月22日の測定では2.0ナノグラムが出てございます。現在の基準でいいますと、私どもの焼却炉では5ナノグラム以下となつてご

ざいまして、直近の2ナノグラムは大変低い数字ではなかろうかなと考えてございます。

また、先ほども御答弁申し上げましたとおり、この改修工事が終了いたしますと、1ナノグラム以下の数値を満足するための工事でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） 次、2点目の件で、黒い雨といおうか雪が降って、そのことによって洗濯物が黄色くなり、場合によつたらそれがきつたら穴があいたというような状況については、過去の、浜区だけじゃないと思うんですが、近くでそういう事件が多々ありました。

あの時点のオイルショック前の好景気の時期から、昭和45年ですか、ドルショック、オイルショックがあつて、その後にはスパッとそういうこともまったりしたということがあります。ということは、あそこでの、いわゆる焼却場での焼却のトン数ですか、日量の差があつたのかなと、またそのようにも考えます。

そこについてちょっとお聞かせ願いたいのと、それから、そのような状況で健康被害のことを私言うてるんですが、これできょう現在は地域のものはないということを知り、先ほどのことでわかるんですが、先輩議員にちょっとお聞かせいただいたんですが、日本では検死といおうか、人が死んだときにはすべて解剖したりなんかするようなことは行われておりません。でも、アメリカですか、その施政権下にあつた沖縄では、そういう村ごとぐらゐの状態ですべての資料があるというふうにもお聞きしました。

そういう意味で、そこまでするといつたら今の私の意見では言いにくいんですが、できたら浜筋とか山筋で一度統計をいただくとかというような方法がないものか。また、死亡届とか何かの死亡原因は、今保健所を通じて大阪府に行つてただけですね、この状況を見たら。ですから、そこら辺で健康被害といおうか、それについても、もう少し心してといおうか、頑張つて医療行政についてしてほしいというふうに思います。

全国平均を100としたときに、泉南市が下がっているものといおうか、100を切っているも

のは1つありません。すべてのがん、心臓病、脳卒中で泉南市はいわゆる飛び抜けている。泉南市を除いて岬町では心臓病が女性で153.4%。泉南市もそれに劣らず138.7%というような数字も見ます。それについてどのようにお考えか、分析はされたのか、再度御質問いたします。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 松原議員御質問の死亡死因の関係でございます。

これにつきましては、各年度死亡診断書によりまして、そういった形で大阪府の方に報告され、それを統計的にとられてその数値が出てくるという状況でございます。確かに、今議員御指摘のように、大阪府におきましては脳卒中、心臓病、それからがん、こういった3大成人病と言われるものですが、これは全国的にも現在死亡死因の中ではこの3つが一番高いと、このように言われております。

ですから、我々としまして、この3つの死亡死因につきましては、全国的にも、あるいは死亡死因で一番高い中でも、大阪府は全国的にまたその高いレベルにあると、そういった状況です。そして、その大阪府から今度比較して泉南市あるいは泉州地域、泉南地域と、こういった形で分析されて、現在議員がおっしゃられるような数値が出ておるといってでございます。

ですから、健康保健対策としましては、我々もこういった3大成人病に対する事業をいかに展開していくかということ、これはもう以前から我々も1つの課題として事業に携わっているということでございます。そして、その方法としましては、例えば保健センターの方におきまして健康教育でありますとか、あるいは食生活を改善していく、そういった事業の中で、例えば塩気をとったらいけませんよとか、そういった食生活の指導なりを行い、この死亡率を下げていくと、こういった展開をしているわけでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それじゃ時間もありませんので、少し早くはしょって言います。

大綱第2点の中での3点目の道路美化について

は、先ほど部長よりいわゆる協力もさせていただくということで心強く思っておりますが、協力の仕方もいろいろあって、苗代とか種代とかいろいろそういう問題もあるんですが、そこら辺でもよろしく願います。オーケーでしたらもうその自席でよろしく願いしときます。——あ、オーケー、ありがとうございます。次、行きます。それでは、大綱第3点目に入ります。

障害児（者）の健康被害とかそういうことの話も先ほどもさしてもらいましたが、それと同時に、例えば一級の身体障害者、この方にはこういう施策がありますよとかいうようなのを、場合によたらその世帯ごとといおうか、100人障害児がおれば100様の態様があると思います。ですから、いわゆる精神障害の方の判定、AとかBですね。それによつての差があるんならその方法、それも考えてほしい。

そして、またもう1つ、一級、二級とか三級、四級とか、等級によって受けられるこういう施策がありますよというのがあれば、PRとか何かというのは読めたらいいんですけど、その状況によっては、いわゆる現地でやったり、そういうことも必要やと思います。そういう意味で、各級とか各障害によってPRの仕方も考えていただきたい。意見にしておきます。

それから、最後になりますけど、住宅の問題について少し時間をいただきたいと思います。

一応裁判闘争でここまで来て、それ以上のことは言えないかということについてはわかるんですが、先ほどの部長よりの答弁の中にも、今現在そういう闘争の状況であることは確かなんですが、それでありながら300万円でしたか、その補正予算のことのお話もありました。

けんかするならけんかして、その問題はひとつ置いて、その上でそういう心の通うといおうか、市長の円満解決については、きょう現在はそういう状態やから考えられないということもわからなくもないんですが、やはり市が少なくともそういう1つ1つ住民の方々との対話を通じて、その中で解決できる方法、いい方法というんですが、それは考えてほしいのですが、再度質問します。計2点についてです。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 住宅問題の再度のお尋ねでございますが、先ほども申しましたように、もう既に訴訟に至っております3住宅につきましては、建築後40年を経過しております。相当老朽化をしておるところでございます。

今回補正で御提案申し上げますのは、屋根の修理のことでございまして、また補正のところで御論議いただければいいと思いますが、氏の松の住宅につきましても、既に平成3年、4年度で4,000万近くの費用をかけまして屋根の修理をしておるところでございます。老朽化しておるとはいえ公営住宅でございますので、泉南市の義務を果たさなければならないということで、今回高岸住宅についても屋根の修理をしたいということでお願いをしておるところでございます。

今後とも、議員おっしゃられたように、所有権移転の問題は別にいたしまして、泉南市の義務を果たしていくということで、安全な住宅ということには十分に心がけて、住宅の維持管理に努めていきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、再度市長、円満解決に向けては、今の状況では考えにくいというお答えをいただきました。ちょっと今の部長の答弁の中でも、そういう施策を考えて、住民との間もすき間を埋めるべく努力されているようにも思うんですが、それについてその上司であるというか、市長もそういう形で補正予算を組まれたわけですから、どういうふうにしたら円満解決になるやろと。相手のその裁判のそれを取り下げろとかいうことになるんか、私まだわからんのですが、そこら辺でもう1つ踏み込んだいわゆる円満解決の方法について何かお考えはないのか、再度質問したいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 管理の問題とそれから訴訟の問題と若干違うとは思いますが、当然管理は、公営住宅として私ども市民の皆さんにお使いいただいているわけですから、それは適正な維持管理をしていかなければいけないということで、

今回もいろいろ御要望がありました件について、可能な範囲で予算を計上させていただくということにいたしております。

ですから、管理は管理として当然やっていかなければいけないと。それから、移転請求事件については、これは我々できれば何とかその隘路を探したいということで、いろんな御提案もしたんですけども、残念ながら訴訟をされておりますので、そういう段階でございますから、当然我々は訴訟に対して市の考え方、これをしっかりと裁判所の方にもお話をし、我々の考え方のもとに判決をいただくということでございますから、これはいわゆる対立になってるわけでございますから、訴訟が提起されている中で、そういう円満解決というのは難しかろうというのが私の考えでございます。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、最後にしますが、きょう現在入居者が供託という形をとっている。そのことについてですが、そうならざるを得なかった状況があるかもわかりませんが、この近隣市町村でも、熊取では40年もたってるんかたってないか、ちょっと同じような時期に建てた住宅やと思うんですが、その住宅は新法ができたということで、泉南市はそのまま適用しました、あの市営住宅にですね。ということがきょう現在わかっているわけですが、その状態を熊取では適用するような住宅に住んではいただけないというような感覚で、新法を適用しないという決断を町長がしたら、そのことがきょう現在国にどうこうされる状況でなく、いわゆる進んでいる状況があります。

それと、円満解決の中でも、私先ほど少し言うたんですが、読売新聞の記事の全国協というのがあって、そういう垣根といおうか、払い下げることについてはできるだけ条件を緩和して、何とか持ち家制度といおうか、自分自身が家を持るといおうか、土地を持るといおうか、という形で進めたらどうかという気持ちで、77市町村のいわゆる担当者か町長、市長が集まっているんですが、それについて再度お聞かせ願うて終わりたいと思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。時間でございますので、簡単をお願いします。

事業部長（山内 洋君） まず、家賃の供託の問題でございますが、私どもは平成9年の9月議会で、この議会でも承認された公営住宅の家賃の条例、これが正しいというふうに考えておまして、家賃の決定については、これは市長が口頭で決めたりするものではない、公に議会におかけいたしまして、皆さんの十分な御審議の上で決めたものというふうに理解しておりますので、家賃の額については、条例に基づく部分が正しいというふうな認識のもとに業務を進めておるということでございます。

それから、先ほども御指摘ございました全住協の関連でございますが、これについては参加されている自治体につきましては、老朽住宅については払い下げと、そういうような政策をとっておられるところでございまして、泉南市の場合は、住宅については払い下げをしないという政策をとっておるわけでございますので、加入はいたさないというところでございます。

議長（藪野 勤君） 以上で松原議員の質問を終結いたします。

次に25番 巴里英一君の質問を許可いたします。巴里君。

25番（巴里英一君） 第2翔政会の巴里英一でございます。議長より平成11年泉南市第3回定例会に当たり発言の許可を得ましたので、大綱3点9項目を通告に基づいて質問いたしたいと思っております。理事者各位におかれましては、できるだけ確かな御答弁をお願い申し上げます。

まず、大綱第1点、泉南市における伝承文化についてでございますが、その1点目のいにしへの伝承文化と現在継承されているうた、踊りへの取り組みの現状とその認識についてですが、古くより日本の各地方において、民衆芸能が生活と深く密接に結びつき、人々の生活に欠かすことのできない生きるといふことにおいて必要とされ、あるときは心をいやし、また喜びと勇気を与え、みずからの解放への願いのあらわれでもあったのではないかと思います。

今も各地において祭りやうた、踊り等、中には観光化されているような巨大な伝統・伝承文化もございますけれども、その大小を問わず地域文化として伝承されております。こういった伝承芸能、民衆文化の泉南市における現況、また現状はどのようなものなのでしょうか、わかっている限りお答えをいただきたいと思っております。

第2点目の伝承文化の保存と継承、育成と支援についてであります。たしか4年前だったと思っておりますが、阪南市のサラダホールにおいて、泉南市、阪南市、岬町2市1町で、それぞれの地域に残る伝承文化の集いのような大会が開催され、保存会や市民、町民皆さんの多くの協力、参加を得て、たしか私も見学をさせていただきましたが、満杯で非常に熱気あふれるものであったのを思い起こします。

例えば、地域でも祭り——我々はだんじりと申しますが——のように、保存への育成、支援等、地域それぞれに近年盛んになっております。そういったものも含めて、どのような育成、支援等のお考えがあるのかどうかをお伺いいたします。

第3点目の伝承文化、創造と発展へ市民参加方法への考え方についてであります。こういった伝承文化に対する創造発展は、市民の参加なくして継承しないことは確かであります。そのための方法あるいは考え方をお示しをいただきたいと思っております。三味、太鼓、うた、踊り、こうしたすばらしいものを子孫のために私たちは残していかなければならないというふうに考えておりますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

大綱第2の人権問題についてですが、その第1点目の市の差別撤廃人権条例施行後の効果と市民の条例認知度と理解についてです。泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例が正式な名称であります。既に条例が平成7年6月1日に施行されて4年数カ月になっておりますが、どの程度市民に認知、認識あるいは理解されているのか、条例効果がどうであるのかという点をお伺いをいたします。

第2点目の条例目的に沿った成果と問題点についてですが、第1条の目的、「この条例は、すべての国民が日本国憲法に基づき「基本的人権を享

有し、法の下での平等」を保障されているにもかかわらず、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等への差別など、あらゆる差別により今なお人権が十分に尊重されていないことに鑑み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るく住みよい国際都市・泉南市の実現に寄与することを目的とする。」と、こういったふうに人権意識の高揚ということで大きく目的を掲げております。

そういった意味では、条例の目的に沿った方向で努力をされていると思いますけれども、その後、市民の意識やあるいは市職員の意識、あるいは認知度はどのようなものがあるのか。そして、そういった条例が施行されて以来、こういった効果が発揮されたのか、お伺いをいたします。

第2点目の条例目的に沿った成果と問題点についてですが、先ほども申し上げましたように、第1条の目的、そういったものの高揚とあります。そのあと第3条、市民の責務、あるいは施策の推進、啓発活動の充実等が続いております。こういった中でも、特に第4条の施策の推進でも、「職業の安定、教育・文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。」というふうにあります。これはやっぱり職業の安定がかなり阻害されている社会状況の中で、こういった方策あるいは方向で実施されようとしているのかということをお伺いいたします。

また、そういった成果あるいは問題点等があるのかと思いますが、そういったものを総括的にお答えがあればよろしいかというふうに思います。

大綱第3、介護保険についてであります。第1点目の施行への取り組み状況と未整備問題点についてであります。

私は、国によるこの介護保険制度に不安感と疑問を持っております。その理由として、まず拙速であること、2号被保険者を40歳以上に限定したこと、広く薄くという公平性に欠けている点、認定に関する点、経費の点等々、また市の財政に及ぼす影響など、いまだ明らかにされていない状況があるかと思いますが。来年4月1日実施されるこの介護保険に関する状況、問題点、また未整

備な点などについて御答弁をお願いいたします。

その2点目ではありますが、要支援、要介護の認定基準についてですが、訪問調査をし、85項目にわたって聞き取り、記入、調査するわけですが、果たして初対面の調査員に対して、その申請者——調査される被保険者であります。身体的やあるいは社会、あるいは生活状況を考えるとき、本当にどこまで本人が調査員に答えられるのかという点が私のまず心配の種であります。そういった調査への不安がまずあります。その意味でも、調査のあり方そのものも考えてみるべきではないかというふうに考えます。

そして、その意味でも認定基準を一体どこに置くのかなというふうに思います。きのうまで入所されていた方が、認定基準が要支援あるいは要介護1、2ということになりますとそこを出なければならぬというふうに、本当は必要であるにもかかわらず、調査員への答え方あるいはコンピューター、あるいは審査会の認定によって変わり得るということもあり得るわけですから、その点が非常にまだ明確に示されていないのではないかなというふうに思いますので、お答えをいただきたいと思っております。

3点目の1号被保険者の介護費用負担額と2号被保険者の負担額と、市民の認知と理解についてであります。

このシステムと介護費用、保険料などまだ周知されているとは思いません。市としてどのように理解への取り組みをされているのか。私たちにもう少し説明を願いたいし、また方向、方針についてお示しをいただきたいと思っております。

4点目について、要介護の施設入所希望者への対応についてであります。

さて、要介護認定され、施設入所希望者があればそのまま対応できるのかどうかというふうな心配があります。現状の市内の施設状況はどうか。それは、今申し上げたような入所希望者に対応できるような形あるいは受け入れ体制になっているのかどうかということを御説明できる限りお願いをいたします。

ちなみに、市内の介護老人施設、特老は200床、介護保健施設、いわゆる老健施設は60床、

そして介護療養型施設は、病院なんです、350床と、これはもう市の資料でも出ておりますが、これで対応できるような空き床といえますか空きベッドといえますか、それがあるといふふうに私は余り思っておりません。そういった点で、もう少し安心して介護保険を実施できるというか、受ける側としても、皆さん方に――皆さんというか、調査員あるいは市に対して依頼できるような状況をぜひともつくっていただきたいというふうに考えております。

以上で大綱3点9項目にわたる質問といたします。理事者の御答弁次第でまた自席より再質問をさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

議長（藪野 勤君） ただいまの巴里議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 巴里議員の1点目の伝承文化の継承という問題について、お答えを申し上げたいと存じます。

市内各地区に伝えられてきた伝統的な祭りや年中行事等の伝承文化は、私たちの祖先が守り伝えてきた貴重な文化遺産であり、これを正しく認識、評価し、伝承していくことは、未来に向けた地域文化の振興という点からも、後世に残していく責務があるものと考えております。

これまで伝承されてきたうたや踊りについては、もとはよく似た盆踊りであったことがうかがえます。樽井のソーレーサ、男里のソーレーサ、そして鳴滝のソーレンサ、ながら音頭や新家上村のかけや節、新家子守歌、それから砂川の方で行っておりますさんや踊りなどがあるということについては、確認をいたしているところでございます。

御指摘ありましたように、過去2回ほどサラダホールにおきまして、泉南地区のこの伝承文化の発表会があったわけございまして、1回目は泉南市からもさんや踊り、それから鳴滝のながら音頭、それとソーレンサが出演されまして、私も一緒に踊らせていただきました。2回目は泉南市から男里のソーレーサ、それと鳴滝のソーレンサの発表がございました。

ただ、残念ながらこの催しについては、ここ数年、間があいているというようなことになってお

ります。1997年には泉南市の文化ホールにおきまして、市単独でこういう催しもさしていただきまして、大変多くの皆さんの御参加をいただき、また非常に盛り上がった催しになったというふうに思っております。

このような中で、来月10月3日の日曜日でございますが、奈良県の大和高田市で開催されます近畿東海北陸民族芸能祭99におきまして、各関係府県の代表的な民俗芸能14団体が出演しまして郷土の伝統文化を披露することになっておりますが、大阪府の代表といたしまして、泉南市の樽井に伝わる盆踊り樽井ソーレーサが出演することとなっております。このことは当市の誇りでありますとともに、大変うれしく思っているところでございます。

これらの伝承文化は、その時々の中でのうたや踊りに込められた民衆の願いを通して、たくましく生きた民衆のエネルギーによって生み出されたものや、昔の人々の生きざまを知ることができるものもあり、これらを市民の方々にも公開し、その鑑賞を通して庶民の生活にかかわる文化への理解を深めることにより、保存、伝承に役立てていかなければならないと考えているところでございます。

したがって、今後は地域の伝承文化の創造発展に向けて、教育委員会とも相談しながら、公民館活動や各種イベントの中に、あるいは学校等への招聘なども通じて、地域の文化に触れ、体験できる機会を設けることにより、これらの文化の重要性についての認識を深めていく必要があるものと考えているところでございます。

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 巴里議員の質問のうち、市の差別撤廃条例施行後の市民の条例認識度と理解について、並びに条例目的に沿った成果と問題点について御答弁をさしていただきたいと考えます。

まず、1点目の条例の施行の趣旨、内容の啓発につきましては、条例施行時に本市広報紙におきまして掲載し、その後、適時掲載して周知方を図ってきております。平成7年度と9年度に市民の皆様方に理解を深めていただくため、条例施行の

目的、条項を解説したリーフレットを作成し、各戸配布をさせていただいております。多数の市民の利用される公民館など各公共施設の所定の箇所に配布をいたし、市民の皆様方にごらんいただいております。

また、人権啓発推進協議会等関係機関におきましては、機関会議などの場や本市が実施しております各種啓発事業の場におきまして、一定のコメントを加えまして解説リーフレットを活用し、御理解を求めているところでございます。

条例の周知状況であります。憲法週間や人権週間に開催をしております市民の集い等のアンケートによりますと、内容を含め知っているという方が43%、全然知らないという方が10%弱、条例があることだけは知っているが、内容についてはまだ知らないという方が25%弱、無回答が24%強という状況でございます。

今後とも、効果的な啓発が進むよう努力をしまいたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、介護保険について御答弁申し上げます。

まず、第1点目の介護保険制度施行への取り組み状況について御答弁申し上げます。

介護保険制度の準備行為といたしまして、10月から介護認定の受け付け及び介護認定審査会を開催してまいりますが、特別養護老人ホーム等施設入所者につきましては、既に各施設に調査等を依頼してまいりまして、10月1日から順次認定作業を実施する予定でございます。

また、その他の介護サービスを既に受けておられる方につきましては、サービス提供者に申請手続のPRをお願いするなど、申請手続の周知を図ってまいりたいと思っております。介護サービス基盤の整備につきましては、今まで市が主体となって実施してまいりました介護サービスが来年4月の介護保険制度の施行に伴い、基本的に民間サービスに移行することを踏まえまして、本年7月に介護サービス事業への参入意向調査を市内及び近隣の事業者を対象に実施いたしました。その結

果、居宅サービスの訪問系サービスや短期入所サービスについては、ほぼ必要量を確保できる見通しとなっておりますが、通所サービスにつきましては供給率が54%といった見込みになっております。

また、施設サービスにつきましては、現在特別養護老人ホームが4カ所で200床、老人保健施設が1カ所でこの11月に82床となる予定です。療養型病床群につきましては、老人特別病院を含めて市内5カ所で342床が確保されると、こういう見込みになっております。今後、我々としてもこういった動向を踏まえながら、またこの事業、介護保険制度の円滑な導入に努めてまいりたいと考えております。

それと、続きまして、要支援、要介護の認定基準について御答弁申し上げます。

要介護認定は介護の手間をあらわす物差しとしての時間である要介護認定等基準時間を介護度別に定められた基準に当てはめて実施するものとされております。認定調査票の85項目につきましては、要介護認定等基準時間の分類に基づき、直接生活介助の入浴、排せつ、食事等の介護の項目、間接生活介助の洗濯、掃除等の家事援助等、問題行動関連介助の徘徊に対する探索、そして不潔な行為に対する後始末等、機能訓練関連行為としての歩行訓練など、そういった区分によりましてその物差しとしての時間に置き直し、要介護度ごとの基準に当てはめ、コンピューターで1次判定されると、このようになっております。

なお、この調査結果とそして特記事項、あるいは主治医の意見書をもとに介護認定審査会で審査、判定されると、このようになっております。

続きまして、1号被保険者の介護費用負担額と2号被保険者の負担額、そして市民に対する認知、理解度について御答弁申し上げます。

介護保険制度上、介護にかかる費用につきましては、社会全体で負担することになっておりまして、議員も御存じのとおり、基本的には介護にかかる総費用から利用者負担の1割を差し引いた費用のうち、50%を国・府及び市で負担しまして、残りの費用を第1号被保険者が17%、第2号被保険者が33%負担することになっております。

この制度の枠組みの中で、さきの第1次試算でありますとか、あるいは現在実施しております第2次試算を行ったわけでございますが、その保険料の試算額としましては、月額第2号被保険者で3,300円程度、こういった数字が出ております。

また、第2号被保険者の基準額は、社会保険診療報酬支払基金が全国の介護費用総額と第2号被保険者の数をもとに基準額を決定すると、このようになっております。

なお、制度上の内容や市の取り組み状況につきまして市民の御理解を得るために、現在まで各種団体や自治会等の要請におこたえしながら説明会を随時開催しているところでございますが、今後も自治会等の要請には積極的に対応してまいるとともに、9月から10月にかけて各地区的公民館あるいは老人集会議場で説明会を開催する予定になっております。

続きまして、要介護者の施設入所希望者への対応についてでございます。

要介護認定につきましては、この10月から実施してまいりまして、来年の4月より介護サービスの提供を行うと、こういうことになっております。

一方、介護保険施設の指定は平成12年1月ごろとされておりまして、要介護者が4月から施設あるいは在宅のサービスを受けるには、3月中にその状態像に合わせて施設の種類の種類やサービスの内容を決めていただく必要がございます。施設の種類も、介護老人福祉施設となる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型病床群などの3種類がございます。要介護者の状態像に合わせて選んでいただくことになっております。施設入所を御希望の要介護者につきましては、それぞれの状態に合った施設を選んでいただくこととなりますが、施設のベッドの空き状況等により、希望する施設に入所あるいは入院できないことも予想されるところでございます。

ただ、本来、介護保険につきましては、地域を越えてサービスを利用できる制度でもありますので、介護保険課やあるいは居宅介護支援事業者が施設の空き状況等の情報提供を行い、極力要介護者の御希望に沿うよう努めてまいりたいと、この

ように考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。
教育総務部長（金田峯一君） 私の方から巴里議員の質問の中で、伝承文化についての御答弁を申し上げます。

泉南市に古くから伝承されてきたものに、先ほど市長の答弁にもありましたように、新家中村の新家の子守歌、そして同じく新家上村の上村かけや節、そして次に信達さんのや踊り、鳴滝のながら音頭、そして同じくソーレンサ、そして樽井におきましてはソーレーサ、同じく男里にソーレーサということで、この踊り等が伝承されております。

その中で、特に鳴滝、樽井、男里に共通したソーレンサ、ソーレーサがございます。これは非常に珍しいもので、大阪府内にこうした盆踊りはないと聞いております。踊りのテンポは少し違いますが、はやしは共通しており、3つセットにすると泉南市の貴重な文化財と考えられます。

また、鳴滝にはながら音頭がありますが、地域の人々はもちろんですが、鳴滝第一小学校、そして第二小学校の子供たちが自分たちで音頭をとり、太鼓も打ち、踊ります。小学生がこういうふうにして地域に伝わる盆踊りを受け継いでいるのは、めったにないと言われております。

市内各地に伝承されている伝統的な民俗芸能や特色ある地域の祭りなどの中には、民衆の悲しみや願いをうたや踊りに込められたものがあり、昔の人々の生きざまを知るとともに、暮らしの中で人間の尊厳に触れることができるものがあり、文化と人権は密接な関係にあると認識いたしております。

私たちはこれら伝承文化を正しく評価し、保存、活用を図りながら地域の文化の振興に役立てていくことは、後世に対する責務であり、また新たな文化創造のよりどころになるものと考えております。このため、次の世代を担う子供たちが地域の歴史的な文化環境を理解し、豊かな情操をはぐくむためにも、地域の長い歴史の中で伝承されてきた文化財に親しむ機会の充実等について配慮を払う必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） もう少し親切に答弁が欲しいなと思うときがあるんですけども、御答弁いただきましたので、順次それぞれの大綱に基づき再質をしてみたいです。

市長が先ほどおっしゃったように、たしか市長も参加されて、それぞれの地域、岬から泉南市までの皆さん方が非常に生き生きと楽しく、熱気あふれたなというふうにも感じまして、それ以後2回ほど続いて、3回目は岬、阪南の事情があったということで泉南の文化ホールで行ったと。おとしでしたか、それも見に行かしていただきました。

伝承文化と先ほど市長も、また部長も答えましたように、もともと伝承文化というのは、世界中至るところにそれぞれ民族ができて以来、残されてきてると。それは宗教の関係でもあろうし、祈りのものでもあろうし、また豊作の喜びでもあろうし、また悪魔払いでもあろうし、それぞれあります。これは生活と宗教、そういったものに原始宗教を含めまして密接不可分に結びついて、人間の生きる力といいますか、こういったものに大きく私は寄与してきたのではないかなというふうに思います。

そういった意味では、昔はなかなか遊ぶところといいますか、そういうところは、楽しみどころは余りなかったんです。だから、それぞれの地域に非常に盛んに行われていった。これがいわゆる高度成長を境に大きく変わってきて、だんだん消えていったと。これは、私は日本が誇るべき文化ではないかなというふうに思います。

先ほど前の重里議員とちらっと話をしましたが、岡田にもやはりそれに似たようなものがあるんだというふうにおっしゃってます。これを見ると、ちょっと聞くとソーレンサと似てるのかなというふうに思います。

大阪府内、全国もそうですが、それに限らなくてもこの部分はまだ泉南市しか残ってないと。これは念仏踊りの発展したものだというふうに理解をしています。ながら踊りそのものは、「父は長柄の人柱」といういわゆる大阪のながらがあります。

橋ができたときに人柱として人を埋めたという昔の言い伝えであります。ここに地域の方々が奉公に行って覚えてきて、そして向こうで踊りを踊らしてくれなかった。おまえらみたいなん踊るなということで踊らしてくれなかった。せめてということで、戻ってきてその伝承を、若干形は変えてますが、ながらということで今も鳴滝地域に残っているという、こういう口伝があります。

全体的には、この近辺、近畿の流れを見ますと、現在踊られている河内音頭も江州音頭と言われる琵琶湖ですね。近江から古い江州音頭、そこから流れて河内音頭に変形し、河内音頭が皆さん御承知の鉄砲節というリズムを上げた形に変わってきてます。この辺は御承知かと思えますけども、近年まで踊られていて最近樽井も踊られなくなった。岡田も踊られなくなった。あるいは信達はこし踊ったと言いますが、非常に少なかったということ聞いています。

そういった意味では、伝承が徐々に消えつつある。伝承が消える、文化が消える。そうすると人々の心に一体何がともるのかなというふうな、人が相集うて自分たちが楽しんで、人間の間をつくり上げていくというのが、これによってまた消えていくのかなという懸念をしている一人であります。

こういった今なお残されている泉南の中における——他市まで私は及びませんが、泉南の中におけるこういう伝承文化を保存、継承していくということで、1つは市として考えをいただけないかなというふうな意味合いで質問をさせていただきました。

大きくは語り、いわゆる口説きと、さんやというのは御承知かと思えますけども、1小節ずつ区切っていくという、いわゆるうたなんですね。もう1つのながらとかいうものは、実はこれは口説きになる。これは物語がずっと1つ、1巻で終わるというのが口説きと、こういうふうに言われてるんですね。私さんやはまだ見たことがないんで、実はあそこで初めて見て、あ、この踊りはいいなというふうに感じました。ぜひともこれは残してほしいというのが希望であります。

そういった意味で、市長がお答えになられまし

たように、いわゆる深めていく考えだということは非常にいい御答弁だなというふうに思いますし、このことを通して、新旧と言われている住民、泉南市民の関係をもう少し市民としての一体感の1つのあらわれ——あらわれといいますか、共同してお互いに新たなものをつくり上げていく、あるいはそれを通して市民の意識を1つにしていくということで非常に大きな効果が出てくるんじゃないかなと。

既に数度、数年やっていますけども、この祭りが泉南市の玄関へ来て、そして青年団が中心になって皆さん方、あの姿を私が見たときに、あ、こういう伝承とか伝統とかいう文化というのは非常にいいなと、心がわくわくしてくる。そのことが皆さんに勇気を与えていく。そのことが年に一度わっと発散することによって、また仕事に戻していく。人間関係に戻していく。こういう文化というのは、そういう意味合いが深く結びついているんじゃないかなというふうに私は思いますので、その点について再度御意見があれば……。いわゆる市民参加も含めた方向へひとつ取り組みをいただけないか、御支援いただけないかというふうに思います。私どもも協力をさしていただきたいとしますので、その点まずよろしくお願ひしたいとします。

議長（薮野 勤君） 向井市長。
市長（向井通彦君） すばらしいいろんな踊りが市内にたくさんあるということを改めて聞かせていただきました。2年間阪南市のサラダホールをお借りして、泉南地区——これは泉南地区だけやなしに和泉市の信太山の踊りもあったわけなんですけど、そういうところの催しがいろんな事情で継続できなかったというのは、非常に残念に思っております。せめて泉南市でもやろうということで、97年にさしていただいたんですが、今後これらを保存していくという意味も含めて、またいろんな催しも含めて考えていきたいというふうに思っております。

ただ、例えば砂川の方でされておりますさんや踊り保存会というのもあったんですが、私も会員ということになっておるんですけども、残念ながら音頭をとる方が非常に高齢になってこられた

りして、後それを継承される方がなかなか出てこないというような課題もございます。もちろんレコードはあるんですけども、テープはあるんですけども、生の音頭をとられる方も非常に少なくなっているということもございますので、ぜひこれらの継承も含めて一度企画もしてみたいなというふうに思っております。

まず、それぞれの地域の皆さんでぜひ残していただくという努力もあわせてお願ひをしたいというふうに思っております。盆踊りはだんだん年々少なくなってきたおりました、ことしは樽井地区も何か中止といいますか、なかったというふうにも聞いております。残念に思っておりますが、ぜひこういうものを残していくような努力を行政も、そして市民の方々もやっていきたいというふうに思っております。

議長（薮野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 非常に市長の熱意ある、御答弁ありがとうございました。確かにその通りで、高齢になっていってますし、私も別に自慢するわけじゃないですが、こういった音頭、かけやとか、あるいは先ほど言われておりますさんやの音頭を知らないんですね。できたら私も覚えたいなと思います。

こういった方々の育成が最も大事だというのは、確かにそのとおりで、できればそれぞれの地域にまだあのまま残っておられると思うんで、そういうそれぞれの地域の皆さん方の保存会形式をひとつつ連合体として、それぞれの特徴のあるものをひとつつお互いにやっていけばどうかというふうに思います。ぜひともその点を進めていただきたい。多くの市民が参加できるように、ケーブルテレビでも何でもいいですが、とにかく発表してもらおうと。いわゆる泉南の名物にしていけばいいかなと。

なかなか各地、今先生がおっしゃったように、櫻井もそうですが、貝塚の教育委員会、大阪府の文化財になっている踊り、東踊りがありますね。先ほどの和泉もそうでした。これは信太ということで非常に古くから伝わっている物語で、たしか信太のキツネか何かのやつだったと思います。そういったものがあるんで、こういう伝承が消えていくということは、人間の生活そのものを切っ

いくんだと、歴史を切っていくんだということにもつながりかねないんで、その点ひとつ皆さん方の御支援と御努力をお願いいたします。

大綱第2点目の人権問題についてでありますけれども、大浦部長にお答えいただきました。知っているということと、内容は知らないけど知っているということとを合わせると68%。非常に知っているということを入れたら理解度は高いのではないかと、私はそれなりの評価をいたしております。皆さん方は日ごろ人権問題でそれぞれの公民館を含めて、あるいは集会においてそういうパンフレットを配布し、また皆さん方が一定読まれているんやなというふうに思います。

しかし、このことで例えば高揚を図りということに一定、第1条の目的ですね。その意味では評価はされるんですけども、果たしてこの4条の問題が、これ何も被差別部落の地区だけになしに、いわゆる障害者、女性、こういった在日韓国人のいわゆる職業、こういったものを含めて、果たしてどれだけの系統的な取り組みが市としてなされているかなという答えをほしかったんです。

私たちだけでできる問題ではないと思いますけれども、いわゆる横断的に各企業も含めてこういう形で申し入れたり、あるいは取り組みを強化されたりという実態があるのなら御報告いただければありがたいなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権に関する条例の第4条に掲げられております「市はあらゆる差別をなくすため、社会福祉の充実、職業の安定、教育・文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するよう努める」ということをございまして、人権に伴いましての職業の安定の部分でございますが、泉南市におきましては、泉南市の事業所につきましては事業所同和という形で加盟をしていただき、その中で職業の推薦業務等ありましたら、そういう部分で職業安定所の方へ依頼を特にお願いしたいという部分につきましても、差別のない職業安定のために、職業安定所を通じて職業の御紹介等もしていただいているということ

は十分に認識しております。

しかし、近い将来におきましても、我々といたしましては不況の中でございますので、特にその部分についても地域の皆様方の職業の安定ということに重きを置いて、PRなり啓発をお願いしているということでございますので御理解を賜りたいと、かように考えております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） いや、私の言いたいのは、ちょっと大浦部長間違ったのは、差別の職業の安定というような、この言葉というのは余りないのでね。差別の職業の安定というような、こういう言葉は余りないと思いますので、これはちょっと訂正をお願いしたいなと思うんで、いわゆる職業の安定ということと差別とのつながりというのは、もう少し明確にしなけりゃならないと思います。

それは庁内横断的あるいは市内の企業だけになしに、アイビー・リック等による1,400社も差別調査を行ったような、これはあなたどこの党员ですか、何の宗教してますか、近所どこに住んでますか、どの学校出ましたか、お父さんはどんなんですか、お母さんはどんなんですか、そういうあらゆるものを調査したものを載せて、1,400社の会員を抱えて、それは必要としているわけでしょう、社会が。これは職業とか、いわゆる第二の人生以前に、第一の人生に出ようとしたときにこれで全部切られていくということになると、今逆におっしゃった言葉が正確かなというふうにとらえられるんですね。これはけしからん話でね。

昔いろいろのところが、政党に入っていることによって排除されてきたという歴史もありますよ。今の日本社会は徐々に、特に大阪は余りなかったのにもかかわらず、今回このような近くに起こったことは、これは私は第2のいわゆる地名総鑑事件に匹敵するもんでないかと。これは何もあそこだけではないんじゃないか。ますます深層化していく。ましてインターネットの時代ですから、こういったものがパッと出たら、途端に記録されてしまうてどこかへそれがまた流れてしまうということもあり得る時代が来てるから、世界に一気に行ってしまう。

それで非常に困ってるわけで、このことは、困っているというよりも、こういったことに対して法務省なり法務局なりがきちっと動き、これは犯罪ですから、そういう点ではこういった問題点をもう少し明らかにしなけりゃならないなという点も含めて、職業という問題あるいは教育という問題、これが起こり得る、あるいは結果、確かに社会的には不況です。ひょっとしたら2005年が1つのめどとなって、日本が右に行ってしまうのか左に行ってしまうのか、いわゆる没落するのか、発展への基礎をつくるのか、大体ここ四、五年で決まると言われてます。こういったときに失業率が10%と読まれる方もあります。消費税が10%、10%、10%というような話もあります。

こういったことを見るときに、今私たちが、地域が主体になって、あるいは自治体が本当に中央依存型でなくて、きちっと自分たちの中でそのことをやっていく時代が来たのかなというふうに、余談ですが、思います。

ひとつ先ほどの問題で訂正があれば言っていたら結構ですが。次に移りたいんで。

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 先ほど私の答弁の中で、一部誤解を招くことがございました。仕事と差別という部分についての文言でございますが、撤回をさせていただきます。仕事と差別につきましては、別という考えを持っております。ただし、中身の中で、不況の中で非常に地域の方につきましては、仕事保証については、お困りになっている部分という部分は、認識をしているということでございます。御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） いや、仕事と差別は別と違うんですよ。仕事しようと思うたら差別があるから、不安定の就労しかないというのが歴史的過程だということの認識をいただければ、その表現としては間違いじゃないですかということなんで、その点御理解をいただきたいというふうに思います。これはまた改めて、時が来れば話をいろいろと懇切にしたいと思います。

介護なんですが、私一番懸念しているのは、最も懸念しているのは、いわゆる負担の問題ですね、1つは。負担の問題と、本当にその方が希望された——例えば市の介護保険のこれ、だれでも読んだら大体いいこと書いてますよ。わかりやすいように書いてます。これ非常にわかりやすいです、このパンフレットはね。

これはある市の資料なんですが、これは全体6項目にわたって、例えばこれだけのものを職員も含めて市民に示されるだけのものを持って——もちろん議会も持ってますが、こういったものがあるわけです。これは何を言うてるかというたら、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画というものの中間取りまとめ案としては。中間なんです、これ。それで、計画の策定に当たっては、1、高齢者の現状2、3は援助を必要とする高齢者の状況、4は保健福祉サービスの実施状況と課題、そして5は保健福祉サービスの目標、最後の事業実施のために大きく分かれて、それぞれ細かく、それぞれの説明と趣旨、目的、あるいは内容がこれの中で一定出てます。

こんなんつくってくださいということを私言うてるわけじゃない。少なくとも私たちがすぐに、あ、こうなのかと。例えば先ほど私が不安感を持ってると言いましたね、実施に当たって。例えば、入所を希望されている方、例えばこの人やったら3か4ぐらいの介護が必要かなというのに、認定どおりによって2になったり1になったりいう場合は、これは施設利用できなくなる。いわゆる通所になるわけですね。ホームヘルパーとか介護のみになる。

そうすると、家にずっといなきゃならないとか、あるいは例えばデイホーム、デイセンターとか行くわけですけども、それは家族としてどうなのかとか、その不安感が取り切れない。そして、思ったところよりも、この人やったら相当にせなあかん、病院でも入れてもう少しリハビリしたりせなあかんという方が逆になってしまった場合、一体だれがそれをできるんかと。ここの不安感がぬぐい切れないんですね。

こちらあたりがもう少し、私先ほど申し上げたように、こんなんつくれとは言いませんけども、

少なくとも市としてこういう考え方でいきますよと。こういう考え方で、もし問題点もあるかもわかりませんよと。これ、中間取りまとめというのはそういう意味で中間だと思っただけですが、こういう方向で泉南市のいわゆる介護保険についてはいきますよというものを、せめて20ページでも10ページでもいいからつくったものを、これとまた別に私はするべきではないかなと。そして、皆さんが持っている不安感、あるいは私たちにも説明できるものをやっぱり発行すべきでないかなというふうに私は思います。

そういう点で忙しいと思いますし、なかなか現状では、今職員が介護保険の認定作業をしている段階で、あるいは認定登録作業をしている段階で、なかなかせえと言ったって無理な話です。これにはそれなりのシステムがあり方法があるかと思えます。そういったことができないのかどうかというふうに思います。

もう一つ申し上げたのは、いわゆる入所入院できない場合があると。あると言いましたね。答弁いただきましたね。本当に入所入院できないのは、私もうはっきりしてるのと違うかと。

例えば、資料をもらった中で、野上病院103床でしょう。白井病院が33床、堀病院が60床、和泉南病院が109床、これはもらった段階です。しかし、あなたがもう1カ所ふえてるということだと342床があると。そしたら37床かな、ふえたということは、どこかちょっとわかりませんけれども。これ全部あいてるんかどうかということなんですわ、例えば病床群の問題で。あいてれば、その認定された人が、あるいはそのまま入ってる方が認定される場合もあるわけですから、全部が全部とは言いませんけども、少なくとも認定される数はどの程度泉南市においてあるのかなの予測値とか、そういうものも全然出てこないから、我々がもう皆さんに説明でき切れな。でき切れないどころか、できないという状況になってるんです。

施設にしても、他の保健施設にしても、今入ってる人は皆どいてくださいみたいになれへんし、新しくできた人をそこに入れるというと、泉南市でそれが例えば満杯であるとしたら、できないと

したら、新しい方法を考えなきゃならないじゃないですかということに尽きるというふうに私は現段階では思っています。

そういう点では、いや今そんなそこまで考えてませんよというふうに考えてるのか、いや場合によってはもう1カ所ぐらい考えますよとか——いわゆる受け入れ施設ね。通所施設などを考えてると。病院なんてすぐにできるということはありませんから、考えてるとか、せめてこういう場合はこういうような考え方を持ってますよという方向、方針がね、部長、泉南市においてほんまに聞くまで出てこない。そこらあたりです、不安感持ってるというのは。

議長（藪野 勤君） 時間がございませんので、簡潔に答弁を願います。谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、この制度の一般市民の方々に対する周知の方法と。どういった形でやっていくか。確かに、現在まだ我々がこの介護保険制度、要するに10月から認定業務に入っていくわけですけども、この制度自体の中身につきましては、まだ不透明なところがございます。特に我々市民の方々の立場に立ちますと、やっぱり一番知りたいというようなところにつきましては、例えば介護保険料の問題でありますとか、どういった形で例えばサービスが提供されるかとか、そういったものと思えます。

そういった面につきまして、我々今現在、介護保険の事業計画等も策定しておりまして、その中で例えばサービスの総量がどれぐらいになるんかとか、そういったところも今検討しているところでございます。ですから、我々としましては、できる限り一般市民の方々にPRをしていきたいと、このように考えておりますが、その手段としては、今現在説明会でありますとか、あるいは広報を通しまして行っていくというところで御理解のほどをお願いしたいと、このように思います。

それと、あと入所の問題でございますけども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、この介護施設につきましては、現在ある特別養護老人ホーム、そして老人保健施設、そして病院の療養型病床群、こういったところで措置されるわけでございます。確かに、現在入所されてお

られる方、これにつきまして強制的に例えば退所願うとか、そういったことは、この介護保険制度が導入されたとしてもこういうことはできないと、このように思っております。

ただ、先ほど申しましたように、この介護保険の特に施設につきましては、地域を越えた形でサービスが利用できるという制度がございますので、そういった空き情報とか、そういったところ辺で我々情報をつかみまして提供を行っていききたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 以上で巴里議員の質問を終結いたします。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時 5分 休憩

午後1時17分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 島原正嗣君の質問を許可いたします。島原君。

17番（島原正嗣君） 皆さん、こんにちは。御指名をいただきました新進市民連合の島原正嗣でございます。ことしの夏は殊のほか暑うございまして、いまだ夏と秋の混在した季節でございます。皆様方には御健勝でこのように議会でお会いするこのうれしさは、私の生涯を通して感激をする次第でございます。

それでは、早速でございますが、議長より御指名にあずかりましたので、平成11年本市第3回の定例会に際しまして、既に通告をいたしておりますとおり、大綱第7点にわたる一般質問を行うものでございます。

ジェームス・プライスは、近代民主政治の中の地方自治とは、民主政治の最良の学校であり、またその成功の最良の保証人なり、と格言を提示されているところであります。したがって、今日その正しさは、現代社会におきまして最も評価されているところでもあります。事の善悪にかかわらず、現代社会における地方自治は、市民権、住民主権という責任体制論、すなわち地方自治は住民のために存在することへの視点をしっかりと把握すべきではないかと思う一人でございます。

また、一面地方自治が国家の下請機関ではなく、主体性を持ち、すべて対等、平等の原理原則を構築し、21世紀新時代への開かれた地方自治、地方分権の実現に全力を傾注すべきときであります。

今日、地方分権一括法が成立をいたしまして、既に1カ月以上が経過をいたしました。全国各地の自治体ではさまざまな発想の転換、ノウハウ、アイデアを結集して、市民の負託にこたえようとしているところであります。

特に高知県では、年4回の定例議会、また予算委員会、決算委員会では必ず議員は1回の質問を行うことや、新潟県の上越市では、本年7月から助役と8つの部局を廃止し、総務、財務、健康福祉部など6つの部門に副市長制度を導入しているところであります。また、埼玉県では広域行政連合を設置し、地方分権時代への人づくり、すなわち新時代への人材育成に重点が置かれておるところでもあります。地方自治行政の積極的な制度転換が行われている現在であります。

したがって、行政はこれまでのような国・府の通達や通達事項を説明すれば済む時代ではありません。本市もこのような状況認識をきちっと把握し、新時代21世紀への行政サービスの進路、市役所づくりへ向けて積極的な対応を行い、市民との合意形成を立ち上げるべきであると考えて一人であります。

私は以上のような状況認識に立ち、これから具体的な質問に入らせていただきます。

質問の大綱第1点は、農業、漁業の支援策についてお尋ねをいたしたいと思います。

ほとんど忘れられていた存在になっております農業基本法にかわって、新しい農政の理念と方向を定めた食糧農業農村基本法が本年の7月12日に成立をしたことは、御案内のとおりであります。このことは、戦後の農地改革や1961年の農業基本法制定に次ぐ3度目の大改革、大転換であります。

したがって、農業から食糧、農業、農村と拡大をされました新基本法について、本市の見解を伺いたいのであります。この現状認識をどのように考えておられるのか、御答弁をいただきたいものでございます。

農業問題第2の問いは、新しい農政の理念として最も重要なことは、農業の市場原理と経営の安定、さらに農業を再生するには土地と人が欠かせない絶対要件でもございます。つまり農業を継続するための後継者、担い手をどうするのか、また農業者の高齢化をどう防止していくのか、さまざまな課題が山積をいたしているところであります。したがって、本市はこの新農業基本法制定の状況下において、農業経営者に対する具体的な支援策をどうするのか、抜本的な対応策についてお答えをいただきたいものであります。

第2の問いは、漁業対策についてであります。

まず、第1は水産漁業関係者に今日まで本市はどのような支援を行ってきたのか、また今後どのような対策を行うのか、具体的な御答弁をいただきたいのであります。

漁業問題第2は、漁港周辺の環境整備についてお尋ねをいたしたいと思っております。

特に、岡田浦旧港の環境整備については、港湾当局との話し合いや調整はどうなっているのか。岡田旧港はそのまま存続させるのか。また新しい事業計画があるのか、あわせて御答弁をいただきたいものであります。さらに、樽井漁港への対応は、現状のままでよしとされておるのかどうか、そのことも含めて御答弁をいただきたいものでございます。

大綱第2点の質問は、雇用対策全般及びパートタイマー等の雇用状況についてお尋ねをいたします。

読売新聞によりますと、8月31日の総務庁発表で、本年7月現在の完全失業率は4.9%、実質的には5%以上とされ、過去最悪の雇用状況であります。

日本の雇用問題は国内のみならず、昨年はILOすなわち国際労働機関の総会の中でも、1つは人権擁護、1つは質の高い雇用の実現、1つは社会保障の充実、社会対話の実現等について、参加された各国満場一致で採択をされているところであります。このことは21世紀への目標をしっかりと立て、ILO参加のすべての国、すべての国民、労働者がディーセントワークを達成するためのものとも言われているところであります。

したがって、本市はこのような国内外の雇用環境の中で、どのような雇用対策をとられてきたのか。具体的には民間企業や地場産業等の経営者に対し、雇用の創出について今日までどのように対処されてきたのか。特に、新規学卒者、高等学校卒業者を中心に、市内各企業への働きかけをどのように具体的にされたのかを含めて御答弁いただきたい。

また、パート労働者等の就職状況や労働条件の内容調査、分析を今日までどのようになされたのか、あわせてお答えをいただきたいのであります。

大綱第3点の質問は、榎井川、男里川の河川改修についてお尋ねをいたします。

私は、本年第1回定例会におきましてもお尋ねをいたしたところでありますが、榎井川、男里川両河川の改修事業をもっと積極的に推進すべきではないかと考えるものであります。両河川の河川敷を含め、現状は実にひどい環境に置かれているのではないのでしょうか。国際都市、空港都市の機能を果たすためにも、空港同様の投資を行い環境整備を行うべきと考えますが、本市としての基本認識についてお尋ねをいたしたい。お答えをいただきたいと思うのであります。

あわせて、榎井川沿いの江永橋の拡幅についてであります。本問題も岡田浦区長を初め、数年前にこの江永橋の拡幅についての要望は出されているはずであります。現在の状況は、御案内のように乗用車3ナンバーが同一に運行できる状況ではありません。どちらか片一方が片側で待っておかないと、あの江永橋の運行は不可能であります。どうかこの問題についても、市民の負託にこたえるような対応を今日までどのようになされてきたのか、お答えをいただきたいのであります。

大綱第4点の質問は、2000年問題への対応についてお尋ねをいたします。

特に、コンピューターの誤作動に関連する諸問題については、国及び大阪府を初め各自治体におきましても、さまざまな対応策が行われているところでありますが、本市のこれらに対する具体的な対応策についてお答えをいただきたいものでございます。

大綱第5点の質問は、介護保険認定についての

環境整備についてお尋ねをいたします。

今、介護ソフト商戦市場は、数兆円とも言われているところでもあります。問題は、明年4月から地域介護をどうサポートしていくのか、極めて重要な対応が求められているところでもあります。介護保険の流れは、申請、訪問調査、第1次、第2次判定、要介護の認定、ケアプランの作成、サービスの利用等であります。

また、介護認定のランクは、要支援から介護1から5までのランクに位置づけられているところですが、これらに対する基礎知識や介護保険適用者また不適用者についても、本市は今後どのように責任説明を行い、サポートしていこうとしているのか、あわせて御答弁をいただきたいものでございます。

大綱第6点の質問は、関西空港問題についてお尋ねをいたします。

空港問題第1の問いは、本市の第2期事業に係る地域整備についてであります。具体的な事業計画、それに伴う予算等についての内容をお答えいただきたいのであります。あわせて、先般、これも読売新聞でございますが、阪南9市4町に支給される地域振興協力金の対応について、韓国ソウルでその具体的な協議がなされると掲載されていたところでもあります。その後の状況経過についての御答弁をいただきたいものであります。

空港問題第2の問いは、南ルートへの対応策についてお尋ねをいたします。

本問題は、前平島市長がいわば政治生命をかけたところでもあります。その後、その状況経過から見て、私は、南ルート実現は非常に困難な状況下にあるのではないかと考える一人であります。本問題について具体的な御答弁を賜りたいのであります。

最後に、大綱第7点の質問は、住宅問題についてお尋ねをいたします。

住宅問題第1のお尋ねは、市営3団地の係争中の状況経過であります。その後どのような進捗状況にあるのか、具体的に御答弁をいただきたいものであります。

住宅問題第2の問いは、市営3団地の建てかえプランの問題であります。

現実には係争中の問題であります。本問題が解決しない限り非常に建てかえプランは困難であろうと考えるわけではありますが、本市は今後の市営住宅の総合的なプランを含め、本問題についての抜本的な今後の対応策について御答弁をいただきたいのであります。

以上が大綱第7点にわたる質問であります。市理事者におかれましては、具体的かつ簡潔な御答弁をお願いいたしまして、演壇からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。議長（藪野 勤君） ただいまの島原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） コンピューター2000年問題について御答弁を申し上げます。

この問題は、西暦を下2けたでコンピューターとして取り扱うために、2000年の00を1900年と誤認することにより起こる問題でございます。

本市では、2000年問題につきまして、全庁的な体制のもと予防対策と不測の事態への対応に万全を期すため、私を本部長とする泉南市コンピューター西暦2000年問題対策本部を本年6月11日に設置し、行政内部システム担当に総務部電子計算室、地域における問題担当に市長公室企画広報課を、また総合事務局として総務部電子計算室を当てており、万一の不測の事態に備え手作業などの代替手段で業務を継続できる対応マニュアルの作成、さらに市民生活に関連する社会インフラ関連事業、電気、ガス、通信などとの連絡体制の整備などを大阪府と連携をとりながら、2000年問題に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

具体的対応については、後ほど担当部局より御答弁を申し上げます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、冒頭の農業、漁業の支援対策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

議員御質問の日本の農業政策は大きく変わっております。それに我々がどうこたえるかという部分については、大変難しいと思っておりますが、皆さん農業従事者の意向も踏まえて取り組んでまいりた

いと思っておるところでございます。

本市農業は、都市化の進展に伴いまして農地の面積が減少しております。そしてまた、並行して農家数の大部分が兼業農家となっております。その中で、都市近郊の立地条件を生かした野菜の生産、近年では花卉栽培も盛んになっておりまして、府下でも有数の産地になっているということでございます。

地理的条件を生かした生鮮野菜の供給地として、大都市近郊の優位性を生かした高収益型の農業を発展させるには、いろんな取り組みが必要であると思います。用水の合理化、農道、圃場の整備、農業用機械の共同利用を図るなど、農地の集約等の基礎整備も進めなければなりません。生産性の向上を図ることは大変難しゅうございますが、取り組んでまいりたいと思っております。

一方、御指摘のように農業の従事者が大変高齢化しておるのは、泉南市も同じでございます、農地、農家の減少も後継者が不足をしておるといふことで問題が大きいというふうに解釈をいたしております。できるだけ労働力を下げた軽量で単価の高い軟弱野菜による生産、また地域における中核農家を中心とした農業推進のリーダーを育成する必要性、リーダーを中心に高収益農業や大都市近郊の都市型農業の研修等を踏まえまして、関係の団体——いろんな団体がございますが、農業協同組合、また生産者の団体と連携を図りながら、営農の意欲を高める魅力ある農業経営にすることが必要であると考えておるところでございます。

また、漁業におきましても、大阪湾の漁獲量が大変減少しているという、大変漁業の危惧に陥っているということを理解しておるところでございます。場合によっては、漁獲高が半減をしたというような漁種もございますので、その点については漁業者と連携を図りながら、大阪湾の穏やかな漁場で消費地も近いという立地条件を生かした、社会条件を生かした沿岸漁業はどのようにあるんかという部分について漁業者と話をし、できるだけ新鮮な魚介類を近郊の都市の住民の方に食していただくということに心がけていきたいというふうに思っております。

それから、岡田の港のことについてのお尋ねで

ございましたが、旧港の方は廃止をするのかどうかというお尋ねでございましたが、旧港の整備は、これは更新をして継続していくという府の方針もございますので、今後とも府の方に要望をしていきたいというふうに思っております。旧港、新港ともに発展するような岡田漁港にしていきたいというふうに思っております。

それと、樽井の船だまりの件でございますが、これについても立派な施設でございますので、何とか漁業以外にも利用できないかということについて、関係者とも協議を進めていきたいというふうに思っております。

それから続きまして、江永橋の件でございますが、府道にかかっております江永橋、これは昔からの紀州街道にかかっている橋でございます、兔砥橋もそうでございますが、既に架橋をいたしまして40年以上たっておる老朽化をしている分でございます。しかしながら、伊勢湾台風とか第二室戸台風に耐えてきた橋でございます、今府の方はかけかえを行うというのは財政的にも大変難しいというふうに聞いております。

また、毎年要望も行っているわけでございますけれども、できるだけ安全性の確保、また改修ですね。美観も少し悪くなっておりますので、その面については補修を加えていきたいという府の判断でございますので、引き続いて要望をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

続きまして、住宅の問題でございますけれども、朝から松原議員にもお答えさせていただきましたが、裁判が進んでおるといふ状況ではございませんが、今回3回目の公判を行うわけでございますが、3団地の入居者の方々の公の場での御意見も聞きながら、また逆に泉南市の意見と申しますか、泉南市の考え方をオープンにいたしまして、どのように裁判が進捗していくかという部分については予測がつかせませんが、できるだけ早い機会に裁判が決着するというのを望んでおるところでございます。それによって新たな展望も開けるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の雇用対策につきまして御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、不況が長期化し、深刻化する中で、雇用状況はかつてない厳しい時代を迎えていると私どもも認識いたしております。先日も来春に卒業する高校生の求人倍率が0.62倍と、就職希望者のうち全国では10万人が仕事につけないという厳しい雇用情勢の報道があったところでございます。

また、議員御指摘のパートタイマーの雇用状況等につきましては、市の方で調査を行っているのかという問いもあったわけですが、市独自の調査は現在行っておらないところでございますが、雇用創出につきましては、職業安定所の方で地域の企業に対しまして、雇用の促進についての依頼を行っていただいております。

今後につきましては、職業安定所、また商工会等の関係団体と連携し、求人情報の提供、雇用の創出に関する相談会の実施など、雇用の促進に努力してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 榎井川、男里川の河川改修についてお答えします。

榎井川の整備計画については、平成7年から8年にかけて大阪府と関係市町で協議を行いました。その後、建設費や維持管理の負担方法等で地元の市町の調整が難航しています。

また、制度の面からも、平成9年度に河川法の改正があり、河川環境という言葉が取り入れられるなど、この榎井川整備計画を後追いした内容ともなっております。この改正河川法によれば、河川整備を推進していくためには、まず河川整備基本方針を策定し、その後、河川整備計画を策定することとなりました。現在、大阪府ではこの方針並びに整備計画の策定について検討しているところでございます。

また、男里川でございますが、この上流部に位置する金熊寺川については、現在、多自然型工法で事業中でございます。今年度は岡中大橋から西

中橋の区間を昨年度に引き続き工事を行うと聞いておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） コンピューターの西暦2000年問題につきまして御答弁申し上げます。

本市におきましても、住民記録や税、国保、年金、福祉などの事務処理に多くのコンピューターを利用しておりまして、保有するシステムや機器に起因するトラブルが生じないよう、プログラム修正や機器の点検を進めてきたところでございます。

市の基幹業務でございます住民記録に連動したシステムにつきましては、本年8月27日にコンピューターの日付を1999年12月31日にセットいたしまして、翌日の28日に2000年1月1日の立ち上げを確認いたしまして、実際に問題が生じないかを確認する模擬テストを各業務の担当者21名、委託先13名、機器メーカー保守部門2名、総計36名により実施いたしまして、問題が生じないことを確認したところでございます。

万一の問題が発生した場合への事態に備えた体制など、今後とも大阪府や関連事業者と連携をとりながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解いたします。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から、島原議員御質問の介護保険認定についての環境整備に関する件について御答弁申し上げます。

この認定業務につきましては、この10月から具体的に始まるわけでございます。そして、また認定審査会につきましては、前回の議会で承認していただきましたように、2市1町で共同で処理を行うこととなっております。

認定のための申請件数の見込みは、かなりの数が見込まれておりまして、この認定作業の円滑化を図るために、本市では誕生月によって区分し、例えば4月から5月、6月生まれの方は平成11年10月1日から10月29日までの間に手続を

していただく、このようにして整理をしながら受け付けをする方向で考えております。

申請をしていただきますと、居宅介護支援事業者に連絡をしまして、その事業者が申請された方の都合をお聞きしまして、訪問調査の日程を決め調査にお伺いいたします。日常生活動作に関する73項目、医療関連の12項目をお聞きいたしまして調査票を作成いたします。同時に、主治医に意見書の作成依頼を出しまして、そして意見書を入手します。現在、これらの作業の進捗管理、第1次判定を含めたシステムの準備を行っております、システムの稼働は27日ごろの予定でございます。

今後こういった事業を進めていきまして、そしてなおかつ認定審査会委員及び認定調査員の研修につきましても既に8月31日に実施しております、また調査員の研修につきましては、この9月末にも予定しているところでございます。そういった形で、今後その事務担当者については研修等を行ってまいりたいと、このように考えております。

それと、あと一般市民に方々に対するPRというんですか、それにつきましては、従来から市の広報紙なんかによりましてPRを行ってまいりました。また、8月には介護保険の講演会等を実施しまして、そのあと終了後に制度の説明でありますとか認定審査の手続等の説明も行っております。また、地区の方から要望がございましたら、その地区の方にまいりまして説明会を開いたり、あるいはまた今後9月の末から10月に至りまして、各地区で我々としましては、相談日を設けまして相談に応じたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 島原議員さんの質問のうち、空港問題に関する件が3点ございましたので、私の方から御答弁をさせていただきます。

まず、関西国際空港2期事業に係ります地域整備につきましてもでございますけれども、この件につきましては、市長、議長、空港特別委員長の3者連名によりまして、要望書を3月4日に大阪府知事あてに提出したことは、御承知のとおりでござ

います。

その内容につきましては、第1期事業時の本市からの要望事項や本市域において計画された事業について、その後の進捗状況や今日の視点からの点検、評価を踏まえ、今後ともその実現を目指すべきものについては引き続き要望することとし、新たな要望としては、急速な少子・高齢化への対応や市民の健康と福祉の向上のため、泉南福祉医療保健ゾーンに係る計画の着実な推進、また空港立地の効果を市全体の発展に広げていく観点から、企業立地、雇用創出、新たな税源の確保、観光の振興等を図るためりんくうタウンの活性化など、ソフト・ハード両面にわたる取り組みや本市のまちづくりの根幹となる事業への財政支援を要望したところであります。

この30項目近くの要望に対しまして回答を3月16日に受け取ったところでございますけれども、それらの確実かつ早期の履行を求め、4月以降総論あるいは各論にわたり府との協議を実施しているところであります。以上までが地域整備の状況でございます。

次に、泉州地域振興基金についてでございますけれども、6月22日、泉州9市4町で構成する関空協に対して2つの財政支援策が同時に提示され、その資料につきましては、同日の本市議会空港問題対策特別委員会でも配付をさせていただいております。

趣旨、目的は地域と共存共栄する空港づくりという関空の建設の理念の実現に向け、空港の立地効果を受けとめ、泉州地域の均衡ある発展を図るために、泉州9市4町等が行う空港関連のまちづくり事業等を支援するというものでございまして、それらは大阪府が拠出する資金をもって関空協が設定する公益信託によって行われる支援、それと関空会社が行う支援の二本立てでございます。

まず、大阪府の支援策でございますけれども、府が関空協に50億円を拠出し、関空協がその資金を継続的安定的に運用しつつ事業の推進を図るため、それを信託法に基づく公益信託——仮称でございますけれども、泉州地域振興基金を設定し、この基金から空港関連まちづくり事業を支援するものでございます。

支援金額は、当初10年間は毎年4億円プラス運用益を取り崩し、その後は残額10億円の運用益によって長期的に使用することとなります。支援対象事業は、9市4町等が実施するハード、ソフト事業とされております。

次に、関空会社の支援策でございますけれども、地域と共存共栄のために毎年1億円を限度といたしまして9市4町等の事業を支援するものでありまして、あくまで関空の利用促進、PRにつながるソフト事業に限られ、公益信託からの補助事業でもあることが条件となります。対象事業の選定や助成率、助成額などの詳細は、大阪府の支援策については府と関空協によります基金運営委員会、関空会社の支援策については、府と関空協と関空会社によります地域振興プロジェクト選定委員会でそれぞれ決定されることとなっております。

なお、大阪府は関空協の同意を得られれば、9月定例府議会で補正予算を上程いたしまして、今年度中には基金を設定し、実施したいとの意向が表明されております。その後7月30日に、関空協では協議会を開催いたしまして、これらの支援策の受け入れを決定し、8月3日に大阪府に対しその回答を行ったところでございます。

次に、空港連絡南ルートについてでございますけれども、その南ルートの実現のためには、広域的な計画への位置づけ、空港本島の物理的受け入れの可能性、施工方法、事業費、事業主体の問題等の課題解決に向けた取り組みを進める必要があるというふうに考えております。

既に平成8年12月には大阪府大阪湾臨海整備計画に位置づけられたこと、また昨年11月には堺市以南の9市4町で構成いたします関空協の国・府、関空会社への要望書の共通要望事項となったこと、また本年には岸和田以南の阪南5市3町町会連絡協議会の要望項目にも取り上げられ、7月に関空会社へ要望書が提出されたことなど、これまでの本市の活動が着実に前進をしていると考えているところでございます。

また、本年3月の関空2期事業関連地域整備要望に対する大阪府からの回答に基づき、技術的観点から工法等について研究をするため、近々に仮称でございますけれども、南ルートアクセス研究

会を設置する予定であります。今月10日の関空会社からの回答では、研究会の場を通じて可能な協力を行ってまいりたいとの前進した回答もあったところでございます。

空港連絡南ルートは、昨今の経済状況から今直ちに着工できる環境にはございませんけれども、一方では、従来公共側が対応していたようなさまざまな分野の社会資本整備に対し、民間の資金やノウハウを導入する方策等が浮上するという新たな動きもございますので、これらも十分に視野に入れるとともに、議会の御理解を得ながら、空港連絡南ルートの早期実現に向けて最大限努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく御理解をお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 大変御丁寧な御答弁をいただいたわけですが、時間が15分くらいまでだと思っんで、限られておりますので、簡潔にお尋ねをいたしますので、答える方も簡潔にひとつお願いをしたいと思います。

順番からいきますと、この農業関係の――私もこっちは農業をやっていないんですが、田舎では少々農業を経験したことがございます。農業委員としてこの1年間ずっとお世話になっておるんですけども、ただ、痛切に感じることは、この泉南市の農業、農政という大変大事な事業というんですか、もう1つ率直に言って活性化が、活力がないというふうな感じを受けます。

毎月1回農業委員会が開催されておりますが、その中ではいろいろな案件が出されるわけでありまして、具体的に21世紀に向けての農業の政策のあり方とか、あるいは農業基本法の問題についても具体的に議論をしたことがないわけでございます。ただ、始末書を書いてきて、農地からどっちかいいますと駐車場に変更したり、後継者の家を建てるとか、そういうたぐいのものばかりでございます。

私の申し上げたいのは、やっぱり農業というのは、行政において、この市において欠かせない問題だと思うんです。問題は、新しい農業経営に参加するいわゆる後継者のあり方、先ほど御答弁い

ただきました生鮮何といいましたかな。野菜なんかは非常に新鮮なものがとれて、府下最大の市場であるというふうなこともおっしゃるんですが、その割には一般市民から農政やそういう新しい野菜や農家の作物に対しての声か余り聞かれない。これはPR不足ということもあるんでしょうけども、どちらかといいますと、今やらなければならないのは、新農業基本法の改正に伴って、新しい農業をどう位置づけていくかという行政指導も私は大事ではないかなと。

後継者づくりについても、もっと行政が話し合いをしていくべきではなかるうかと思えます。非常に残念なことで、泉南市農協も阪南市農協と合併をされまして、最近農協の合併、JAの合併が流行してるんですが、非常に近くにあった農協が阪南市に変わったというようなことは、残念でなりません。これも経営上やむを得ないということですから、それをとやかく言う筋合いではございませんけれど、非常にわびしい、寂しい感じがいたします。

それから、漁業問題でございますけれども、特に岡田漁港の問題は、新しい港が1つ臨海の沖にあるわけでありまして、問題は旧港そのものを見ていただいたらわかるように、新しい臨海道路に出るにいたしましても、岡田浦の場合は、現在の旧港を利用して臨海に出るという方法しか今のところないわけです。

漁港そのものを将来どうするかということもありますけれども、現在あるその漁港の整備をもう少ししてもらわないと、例えば1年に1回港の中のいろんな不純物をしゅんせつ工事をしてもらおうとか、取り除いてもらおうとか、そういう環境整備をしてもらわないと、非常にごみも流れ、あそこに河川があるわけでありまして、非常に環境的に人目から見て、これは立派な港だな、立派な環境だなというふうに言える状況ではありません。

これは港湾の所管でございますから、あの港を永久に残しておくというのなら、それなりの環境整備をしてもらわないと、50年前、30年前の状況では、道路の環境にしても、もっともっと整備をしてほしいなというような感がいたします。そこらあたりはどうなっているのか、お答えをい

ただきたいと思うんです。

それから、雇用問題であります。これも日本中雇用不安ということを中心にいろんな働きかけもしているようでございますが、問題は泉南市として、泉南市にもたくさんの企業があるのではないかなと。泉南市で大手と言えるのは、大変借越ですけども、バンドー化学と東洋クロス、それにほかにありますかね。片木アルミさん等もあるわけでありまして、小さい繊維産業もあるわけですが、問題はそういうところに行政としての就職あっせん等、あるいは就職依頼、雇用依頼というものが今の答弁でございますと全然なされていない。一般論としては、泉佐野の職業安定所を通じて申し込んでおると、こういうことでございますけれども、そういう申し入れも具体的にどういう申し入れをしたのか、教えていただきたい。

それから、たくさんのパートタイマーの——その旧の国道26号線の上にSATYなんかもあるわけでありまして、小さい商店街に勤めている方でもパート労働者というのは、たくさん閑空の中にもあると思うんです。やっぱり行政は、そのパート労働者の雇用の状況というものも調査するという責任があると思うんですよね。

例えば、大阪府の最低労働賃金が今1日幾らになってるのかちょっとわかりません。1時間当たりの単価も、ちょっと私新しい料金は控え室に置いておりますのでわかりませんが、そういうことも調査をして、実態に即していないパート労働者に対する労働条件の悪いところは、やっぱりきちんと戻してもらおうと、法定どおり日給なり時間給を払ってもらおうと、あるいは職場の中がどういう環境にあるのかということも含めて、私はやるべきではないかなというふうに思います。

貝塚市あたりは既にもう労働対策室のようなものを置いて、十数年前からやられておるようでございます。本市も一回そういうことについての対応が、できるのかできんのかは別にして、やっぱり実態調査というものを僕はすべきである、このように思うんですが、担当課はどう思うのか、御答弁をいただきたい。

それから、榎井川、男里川の問題でございますが、特に、榎井川なんかは、天気が悪くなったり

雨が降って上から河口に水が流れますと変なおい
いがしてくるわけです。何かこう潮くされとい
うんですか、妙に鼻をつくような、ちょっと私も
よう表現が出てこないんですけども、牛のそう
いうものにおいがしてきたりするわけですが、
この河川環境調査は大阪府もしておるよう
でございますが、私は先般、大阪府が榎井川
を依頼された調査の会社からお聞きをした
んですが、やっぱり榎井川は環境悪いん
ですよと、こういうことを言われました。

どういふことで悪いのかといふと、職務上
明かさんかったわけでありまして、何か変
なおいのすることも、河川全体が非常に汚
れて汚い、ある意味では。そういう汚染さ
れていることははっきり言えますよといふ
ことを私は聞きました、最近。これはやっ
ぱり行政としても、大阪府に対しても
もっともってそういう流出物、排出物の
水質の検査や現状経過をもっと調査す
べきではないですか。

それと、河川敷なんですけども、これは
一時関西空港が当初第1期事業の中で始
動した中では、何回も申し上げるよう
でございますけれども、あの榎井川は
関西空港、飛行機の上から榎井川を眺
めても、立派なフラワーといひますか、
花が咲いたように見えるような河川敷
にしたいと、そういうことで一時は
大阪府も予算を組んで手当てをした
ようであります。その後、たった1回
何か花を植えたようであります
が、花やら草やらわからんような
ものを植えたようでありますけれど
も、今はもうペンペン草が生えてるし、
あの河川敷を散歩するという環境
にはないわけです。

しかし、私が申し上げたいのは、榎井川
だって川なんです。男里川だって川
なんです。空港よりある意味では
大事な川なんです。人間が生活する
上においては。関西空港も大事だ
けれども、やっぱり榎井川や男里川、
泉南市にある河川をお互いきちと
環境整備をしていくような条件づく
りを泉南市がするべきではないです
か。予算とか何とかをおっしゃる
けれども、私はそういうことにと
らわれずして、そら予算もあるで
しょう。けれども、関西空港第2
期工事というのは進んでいるわけ
ですから、その意味では地元対策
として、

榎井川や男里川の河川敷の改修等
を含めて、私はきちとさせるべき
ではないかなというふうに思いま
す。この点についてもう一度御答
弁をいただきたい。

それから、2000年問題はきちと
やっていると、こういうこと
でございますから、これは問題
ないと思います。ただ、今言え
ますことは、泉南市もいろいろ
な——パソコンがどこまで、あ
るいはコンピューターがどこ
まで入ってるか私は知りませ
ん。事務局にも最近どっかの
コンピューターが入ってるよう
ですけども、どこのメーカーか
さっぱりわかりません。日立
なのかNECなのかナショナル
なのかわかりませんが、今メ
ーカーでも2000年問題に
非常に熱心に取り組んでお
られるようです。

そういうメーカーごとに今総務
部長はきちとやっていると
問題はないと御答弁をいた
だいたんですが、これはやっ
ぱりメーカーごとによって
問題が起きないとも限ら
ないといふことも御指摘
をされてるようございま
すので、絶対——絶対な
んていうのはこの世の中
にはないと思ふので、も
う一度点検をして、万
漏なきような対応を行
うべきではないでしょ
うか。

それと、介護保険の問題
ですが、これを論議す
れば二、三時間はかか
ります。けど、私の言
いたいは、この介護保
険は、ある意味では
一般的には、これは
民主党の資料なん
でございまして
けれども、カイゴ保
険ではない、ゴカイ
保険だといふ
ような表現も
されておるわけ
です。確かに、私
はこの資料を見
てそうだなとい
う部分もあり
ます。すべてが
ゴカイ保険とい
うんじゃない
ですよ。カイ
ゴ保険はゴカイ
保険という誤
解をされてる
部分もある。

したがって、この介護保険の
適用については、やっぱり
慎重を期してやるべき
ではないか。これは各
自治体でそれぞれの
サービスの仕方が違
います。泉南市は
広域的にやっ
ているよう
でござい
ます
けれど
も、問題
なのは、要
介護と適
用される
方々への
対応は、
私は比較
的順調に
進んでい
くのでは
ないかと
思いま
すけれど
も、介護
申請、申
請を上げ
てきた段
階で、あ
なたは不
適格者
ですよと、
不適用
ですよと、
こういう
問題が出
てくる。

その場合、本人がその言葉を納得できませんと、介護してくださいという不服的な要望が不服審査という形で出てくると、そういう場合の取り扱いを一体泉南市はどうするのかということも含めて検討しておかないと、いろんな問題が出てくるのではないかと。

それと、もう一つは、1号被保険者と2号被保険者の関係、あるいは特に在宅介護を中心にした、在宅介護におけるところの施設サービスの問題。例えば、車いすとかはしごをつけるのにどうしたらいいかというように、在宅介護の場合は自分の家で便利に生活できるような、要介護というのと同じような施設の改善をする場合の資金の調達のあり方、そういうことも含めて説明をする責任が行政にあるのではないかなというように思いますが、そこらあたりの関係について御答弁をいただきたいと思います。

それと、空港問題でございますが、この空港問題も議論すれば1時間が2時間はかかるわけですが、問題は、この前も空港対策特別委員会を開かせていただきまして、委員長の方から御報告もありましたし、市長の方からもいろんな考え方が示されました。

私は、確かに特に南ルートについては市長の見解も大事やと思います。ただ、市長ね、南ルートについては、これはやっぱりきちっとしとかなきゃいかん、きちっと。これは先ほども申し上げましたように、もともと平島市長の発想の中からこの南ルートをつけますよということになったはずであります。私も最初から空港委員会に携わっておりますから、わかっております。けども、あの第1期工事を前平島市長さんがそういう発想をもって議会に示された時点の経済状況と今日の経済状況とは、随分と違いますね。違いますね。

運輸省にも何回か行きました。けれども、運輸省の言い方としても、1本橋をかけるのに1,500億要りますよと。それは運輸省や国だけの負担ではできませんと、こういう言い方を最初からしておりました。けども、それ以後何十年かかかりまして今日に至っているわけですが、本当に南ルートとというものが、今世紀——今世紀というても知れてますけども、来世紀付近のあた

りできるのかどうかという疑問を私は持ってるんです。

果たして、そういう今の時代に、大阪府にしても財政的に困っている。国にしても財政赤字、市町村にしても泉南市にしても、既に土地開発公社のお金にしても130億ほど借金をしているわけですから、これはやっぱり大変な問題ですよ。だから、もうそろそろできるものとできないもの、私はできるのやったらできて結構だと思うし、つくってもらたら結構だと思うんですが、お互いもうきれいごとというんですか、幕の内弁当のようにたくさんのいろんなごちそうを入れてアピールするのもいいですけども、もうこういう時代は、きちっと公共投資なら公共投資のあり方というものを根本的に精査をして、できるものとできんものの精査をしないと大変なことになるのではないかなというように思います。

泉南市の力だけで、今申し上げましたようにやるだけの財政力は、私は絶対ないと思います。したがって、この南ルートの問題については、研究会をつくって勉強をすることも結構ですけども、問題は、日本の国が、関西空港を大阪府が必要としてつけるわけでありますから、私は泉南市自身も必要と思うんですが、まだやらなきゃならないことは、第1種空港は国の責任ですべてやるべきです。

ところが、国は金がないということで第三セクター方式でやってるわけですけども、問題は、この連絡橋までに手を広げる、足を広げるというのは、第1期工事の状況からして非常に困難になってきましたよと。社会状況、財政状況、泉南市の状況からしても、極めて私は困難ではないかなと思うんですが、いやいや、そんなことはないということなら、もう一度、議事録にも載っておりますけど、必ずつきますということを市長は約束してます。南ルートはつきますというお答えが議事録にもあるわけでありますが、私は非常に困難になってきたのではないかなというような気がいたしますので、改めて御答弁をいただきたいと思えます。

それと、住宅問題についてであります。これはもう午前中の松原議員もお尋ねをしておったよ

うでございますけれども、問題は、どのようにしてこの問題を解決するかということが大事ではないかなというように思いますよ。別にどちらが勝ったにしろ負けたにしろ、私はそうお互いが慰め合って、喜び合って、励まし合ってというような環境ではない。問題は、行政として市民の負託にどうかたえるか。今日の住宅状況というものにどう対応していくかということが大事ではないか。もちろん、居住者はそれぞれの権利を主張するでしょうし、行政は行政としての1つの方針を議論していかなければならぬ問題があるわけでありまして、お互いに行政と市民の間ですから、もっとできれば円満な解決ができるような方策があるのではないかと思います、簡潔な御答弁で結構ですからお答えをいただきたい。

以上です。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、岡田漁港の件でございますが、漁港の更新、また設備の改善については、平成9年度から企業局主体に取り組んでおりまして、今後とも旧港についても存続をするという方針でございますので、引き続いて大阪府、また企業局なりに要望をしていって、できるだけ旧港も利用できるような改善を図っていくという方針でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、住宅の問題でございますけれども、現状の認識を踏まえまして、今現在では、別の場所に住宅を建築するということは考えておりませんが、今ある公営住宅の敷地に新しく公営住宅を建設するという方針で臨んでおりますので、裁判の結果次第によっては可能ではないかというふうに考えておるところでございます。

まだ始まったばかりでございますので、白黒は別にして、入居者の方に納得のいける方法があれば、泉南市も取り組んでいきたいと、検討もしていきたいというふうに思っておるところでございますが、今現在では、要するに白黒をつけるという段階まではいっておりませんので、裁判の進捗状況によって、また議会にも御相談をしなければならぬというふうに思っておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の雇用問題につきまして、パート労働者等に対する件も出たわけでございますが、労働者の最低賃金につきましては日額5,514円にすると、8月30日の官報に公示されたところでございます。

また、パートタイマー、臨時雇いを含む労働者には、9月30日から適用されるということになってございます。これらの最低賃金の改正内容等につきましては、パンフレット等の配布、また広報等により周知に徹底してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 南ルートにつきましては、以前は確かに大阪府では泉南市だけがそういう主張をしておったと。そして和歌山県の一部、それと和歌山県側の市町の一部という構成でありましたが、平成8年12月に大阪府の大阪湾臨海整備計画の中に位置づけられまして、これは建設大臣承認をとったということ。それから、昨年11月には9市4町で構成します関空協で一応共通の要望事項となったということ。それから、大阪府はその少し前から既に重点要望でしていただいております。それから、ことしまた阪南5市3町の町会連絡協議会からの共通要望ということも出まして、大阪府南部の体制も整ったというふうに考えております。

その中で、関空会社、大阪府、そして泉南市で技術的なこの研究会の設置ということも決まりました、今年度立ち上げをするという予定をいたしております。私といたしましては、着実に前進をしているというふうに判断をいたしておりますので、さらに前進できるように全力を挙げたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。（島原正嗣君「もう簡単で結構です」と呼ぶ）簡潔にお願いします。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 再度の御質問の中で1つ、要介護認定、こういった形の場合に、もし不服がある場合はどうしたらいいかという御質問であったと思います。

これにつきましては、法的には大阪府の方に設置される介護保険審査会、こちらの方に対して不服申し立てが出てくると、こういうことになっております。ただ、やはり市町村というのは一番の窓口でございますので、我々も同一にこういった不服につきましては皆さんの御相談を受けていきたいと、このように考えております。

それと、あと介護保険制度の中身のPRの問題だと思いますけども、これにつきましては、従来から広報を中心に我々PRを行って来ます。特に今回、要介護認定が始まりますので、9月号の広報に要介護認定の申請受け付けが始まりますと、こういった形でPRさせていただいております。ほかの制度の中身の問題につきましても、広報なりあるいは説明会なりで市民の方々に説明申し上げたいと、このように考えております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 以上で島原議員の質問を終結いたします。

次に、18番 上山 忠君の質問を許可いたします。上山君。

18番（上山 忠君） それでは、新進市民連合の上山と申します。よろしくお願いいいたします。議長のお許しを得ましたので、平成11年第3回泉南市議会定例会において、通告に従いまして、大綱2点6項目にわたって質問をいたしてまいります。

さて、我が泉南市を取り巻く環境は、一向に好転しません。関西国際空港第2期工事も始まりましたが、景気回復の風が我が市に向けて吹いてくるのはいつのことでしょうか。行政はいかにして市民のニーズをつかみ、最少の投資で最大の効果を上げるため、知恵を出し、汗をかくことが今求められているのではないのでしょうか。それでは、通告に従いまして質問をいたしてまいります。

大綱の1点目、財政問題についてお尋ねします。

議会開催のたびに聞いていますが、多分今回が11回目の質問になるとと思いますが、そのうち10回はこの行政問題で質問をいたしておるんですけども、何ら一向に目に見える効果が上がってないと思います。

平成9年3月に、泉南市行財政改革実施計画案

なるものが英知を集め市民に提案されました。指標として、経常収支比率を10ポイント改善することを目標とする。実施期間として平成9年から平成11年度までの3カ年を基本とし、毎年度実施計画を策定する。つまり、経常収支比率102%を92%にすることが至上命令ではなかったのでしょうか。

平成9年103.5%、平成8年は100.5で1.5ポイント下がっておりますけども、平成10年は104.4ポイントと毎年上がっております。理事者側として、この結果についてどのように感じられておりますか。つまり、やるべき対策が的確に実行されていないのではないのでしょうか。

支出の中でどうしても必要な義務的経費、つまり人件費、扶助費、公債費が増加の傾向にあります。歳出総額に占める割合として、平成7年度45.7%、平成8年度46.2%、平成9年度56.4%、平成10年度59%となっています。この結果について、どのような判断をなされているのか、お示しください。

来る21世紀は、福祉の時代と市長は表明されています。来年の4月からは介護保険も始まります。一般会計から約3億近いお金が介護保険に回されると聞いています。また、公債費についても増加の傾向にあります。公債費負担比率は15%を超えると警戒ラインとされていますが、平成9年度には16.2%、平成10年度には16.3%と超えております。財政の硬直化が顕著に出ています。

人件費についても、当然のことながら増加しています。経常収支比率を目標どおりにするためには何をすべきか。市民サービスの低下は許されません。投資的経費についても、必要不可欠のものに限られてくると思います。つまり、義務的経費の中でどの項目が削られるのか。おのずから人件費に限られてきます。泉南市の人件費は、経常経費充当一般財源の約50%を占めます。先般の新聞報道では、泉南市も赤字に転落した、平成10年度決算でも1億2,876万4,915円の赤字になったと報告されています。

肥大化した人件費をどのようにされるのか。大阪府は定期昇給の停止、愛知県は給与調整手当を

3.5%、ボーナスを8から16%カット、また東京都の石原知事は本給の4%、期末勤勉手当10.5%程度削減するとしています。議会も来年の改選時には定数を3名減らしました。理事者として机上の空論でなく、結果として数字にあらわれる方策をどのようにしようとしているのか、お示しください。

次に、市税の徴収率についてお尋ねいたします。

府下ワーストワンの記録を更新中で、平成9年度は83.6%、平成10年度には82.4%と報告されています。徴収率を上げるために臨戸徴収や振り込みの依頼等、打てる対策はやられていると思いますが、前年度比1ポイントも下がっているのはなぜか。財政が危機的状況に陥っている今、府下32市平均92%の徴収率にすることにより、今よりも約10億の市税が入ることになりますが、税は市民の義務であり、税の滞納についてはどのような処置をされているのか。正直者が不利益になるようになってはなりません。向上策はどのように考えておられるのか、お示しください。

次に、経常収支比率府下ワーストファイブ、徴収率ワーストワン、この結果について市長としてどのような所見をお持ちか、お示しください。

大綱の2点目、介護保険についてお尋ねします。

第2回定例議会でも質問しましたが、介護保険制度がスムーズに立ち上がるためには、なぜ今必要なのか。国民の6人に1人は65歳以上という現実の中で、介護保険に対する住民への理解を求めするために、地元説明会の実施はどのレベルに対して、だれが何回実施されたのか、お示しください。

次に、生活保護世帯には保護費に介護保険料がオンされて支給されますが、1号被保険者で老齢福祉年金をもらっておられる方については減額措置制度が適用されますが、生活保護世帯に支払われる保険料より高くなるのが想定される場合は、どのようにされるのか、お示しください。

また、介護保険制度は、利用者の選択により保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組みで、自宅で老人が自立できるように手助けするためにホームヘルパーが巡回してサービスを提供するのですが、サービスに見合う

だけのヘルパーは足りておるのかどうか、お示しください。

介護保険の特徴として、各市町村独自の給付サービスができますが、本市においてはどのようなことを考えられているのか、あればお示しください。

壇上での質問はこれで終わりますが、答弁の内容内容次第では、自席より再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長(藪野 勤君) ただいまの上山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長(向井通彦君) 私に対する質問にお答えをしたいと思います。

まず、経常収支比率でございますけれども、上山議員が今お示しされましたのは、平成9年度の順位だというふうに思います。平成9年度はワーストファイブということでした。平成10年度につきましては、さらに悪化した市がほかに出てきて、泉南市は9位ということでございます。それで、統計的に見ますと、確かに泉南市も0.9ポイント悪化しているわけなんですけれども、この1年間で府内全域の平均の経常比率の上昇率というのが2.9%上昇しているわけです。泉南市は0.9ということで、2ポイントほど府平均の悪化よりもかなり抑えられているということで、コツコツと過去から早めにスタートしたその効果というのは、若干あらわれてきているというふうに思っております。

今後ともこの数値自体、減税が恒久減税になりました関係で、どうしても3ポイントほど上がってしまうわけなんですけれども、それを差し引きますと泉南市の場合101.5%ぐらいと、こういうことでございます。いずれにいたしましても、さらに改善するための努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

それから、徴収率の問題でございますけれども、確かに悪いわけでございますけれども、最近かなり強力な滞納者に対する措置を行っております。その中でかなり実効を上げている部分というのがございまして、改善の傾向が見られるというふうに思っております。

また、この10月から大阪府より1名税務職員

の経験者を配置していただきまして、合同でこの徴収業務を実施するというふうにいたしておりまして、担税能力のある滞納者については、強力に徴税を実施してまいりたいというふうを考えておりまして、こちらの方の改善もあわせて行ってまいりたいというふうを考えております。

いずれにいたしましても、本市もそうなんですが、全体的に非常に厳しい財政事情というのがここしばらく続くというふうに思っておりますので、さらなる人件費の抑制、それから公共投資の見直しも含めて考えていくつもりでございます。

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） この9年から11年までの行革に対する取り組みにつきましての御質問でございます。大綱につきましては、市長が答弁したところでございますが、確かにこの間、大綱を発表いたしまして、財源確保に8項目、事務事業の見直しに4項目、行政運営体制に5項目ということで具体的に目標を定めまして取り組んできたところでございますが、残念ながら経常収支比率につきましては、結果を見なかったというのは事実でございます。

個別に見ましても、歳入では滞納整理の取り組みとか、歳出面では各種手当の削減、府派遣職員の引き揚げ、また、職員の不補充等、具体的に個別に成果を上げてきているわけでございますが、策定時、平成8年次でございますが、資料的には7年度決算資料が最新であったということ、また、この間その当時と比べましても、予想以上に景気的大幅な落ち込み等がございまして、達成されなかったということでございますが、先ほど市長も申しましたように、一定の努力をした中でこういうような結果でございまして、仮にこれが達成されなかったとしますと、一定試算で申しますと、各9年度、10年度におきましても収支比率については、それぞれ3ポイント程度上がっておったのではないかと考えております。そういう中で、評価されないかもわかりませんが、一定の努力をした結果が若干出てきているのも事実ではないかと思っております。

ただ、まだまだ危険な状況は変わりませんし、特にこれから今後の経済状況、また本市におきま

す各種経常経費の状況を見ますと、油断ができないわけでございます、今後とも一層の努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 上山議員さんの御質問のうち、人件費の抑制でございますけれども、先ほど総務部長の方からお答えをさしていただいておりますけれども、行財政改革を進める中で、退職不補充、また府職員の引き揚げ等も行っているわけでございます。

そのような中で、さらに何をすべきかということが大きな課題であるわけでございますけれども、現実には、今まで取り組んだ状況では、先ほど申しました2点ですね。退職不補充をここ3年間ほどやっております。それと府職員も徐々に引き揚げてきております。それ以外に、超過勤務についても縮減を図っておるところでございます。

それと、三役等についての給料の10%減、また管理職手当の10%減等につきまして取り組んでおるところでございます。

それと、今年度、11年度の人件費の抑制の取り組みといたしまして、6月議会でも御答弁をさせていただいたと思っておりますけれども、定期昇給の12カ月の延伸、それと特勤手当の見直し、旅費につきましての大阪府域内の出張旅費の日当の廃止等、今年度の課題として現在取り組んでおるところでございます。

今後とも、職員等の適正配置によりまして、職員の適正化に努力した中で、このようなことも取り組んで人件費の抑制に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

副議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方からは、財政問題のうち、市税の徴収率の向上策についての考え方ということで御答弁いたしたいと思います。

市税の徴収率の向上につきましては、常々御心配をいただいているところでございますが、私どもといたしましても、日々あらゆる方策を検討し、税収の確保に向け鋭意努力いたしておるところでございます。しかしながら、平成11年度におけ

る滞納繰越分が21億円を超え、調定総額の17%強を占める状況にあり、近隣市と比較いたしましても倍以上の数値となっております。このうち具体的に申し上げますと、100万円以上が430件、1,000万円以上が23件となっております。

我々納税課といたしましては、高額納税者を初め個人の滞納者の総当たりを実施いたしまして、その状況を把握すべく、休日の臨戸徴収を2カ月に1度、これは土曜、日曜でございますが、2日程度実施する中で、納税相談に応じ、分納等の方法を用いるよう納税意識の高揚を図っているところでございます。

一方、企業関係の滞納も大変高額となっており、バブル経済の崩壊後、企業の経営実態そのものがいまだ不安定となっており、差し押さえ処分等いたしましても、裁判所等における競売事件等の当市への配当もないという状況が極めて多く、これらの欠損方法につきましても、検討をいたしているところでございます。

一方、現年課税分につきましては、滞納繰越等ならないよう口座振替等を促進するとともに、納期終了後の早い段階で新しい滞納者を発生させないために、臨戸徴収を実施し、年度内納付を促してまいっているところでございます。

また、100万円以上の高額滞納者につきましては、去る9月1日、市税特別徴収チームを編成いたしますとともに、先ほど市長が御答弁いたしましたとおり、10月1日より大阪府の税務職員と合同で徴収業務を実施いたしまして、担税力のある滞納者については、強力的に徴税を実施してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、現況の課員での対応にも力の限界がございますので、市税収納検討委員会にお諮りいたしまして、全庁的な支援をいただく中で、市税の確保、徴収率のアップを図ってまいりたいと考えていますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

また、本年度の10年度決算ですが、徴収率が1.2%の減ということの要因でございますけれども、これも10年度決算につきましては、現年課税分で0.69ポイント、また滞納繰越分では3.2

0ポイント、いずれも9年度決算より増収がありましたけれども、しかし先ほど御答弁申し上げましたとおり、17%を超えるという滞納繰り越しが分母を大きくいたしまして、少しの増収を図っても総合的には徴収率が落ちるという苦しい状況にあるところでございますので、我々もより一層努力いたしまして、徴収率の確保を図ってまいりたいと、かように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

副議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、上山議員御質問の介護保険について御答弁申し上げます。

まず、介護保険制度の事務説明会等のPRに関する御質問でございますが、介護保険制度が円滑に導入されますように、昨年からの市の広報紙等によりまして啓発を行ってまいりました。8月には介護保険講演会を開催し、講演終了の後、制度の説明、あるいは認定申請の手続の説明を行っております。自治会、また老人クラブなどから御要望があった場合には、説明のために地区の方にもお伺いしています。

また、10月には公民館等で説明会を開催する予定でございます。また、そのほか市の行事でありますとか、そういった住民が参加される事業につきましても、担当者が出席し、説明などを実施しまして周知に努めてまいりたいと考えております。

昨日、実はあいびあ泉南の方で、健康づくりフェアというのを開催しました。そのときにもこの介護保険の相談コーナー等をつくりまして、そこで一般市民の方々の相談を受けてるといっても1つの例として挙げさせていただきます。

その次に、生活保護世帯と高齢福祉年金受給者との保険料の整合性でございますけれども、この議員御質問の介護保険料につきましては、御存じのように所得の状況によりまして5段階に分けるという考え方が、介護保険法の施行令第38条により示されております。

この施行令が出されるに当たり、医療保険福祉審議会において、保護費の支給水準を下回る世帯が現実には多数あるため、標準的生活費を得てい

る生活保護所帯を第1段階とすることは適当ではないというような意見に対し、生活保護受給者については、資産の状況等についての調査を経て、最低生活水準を下回るものと判定を受けているものであることから、最も配慮が必要な立場にあるものと考えられると。そして、保護の要否判定に与える影響や保護の原理との整合性などから第1段階に位置づけ、一番低い保険料額とすることが適当と、このような議論が出されました。

そして、そういった議論を踏まえまして、政令が成立したという経過がございます。この介護保険の導入に当たり新たな負担がふえる中、老齢福祉年金のみが収入の世帯につきましては、確かに非常に生活が苦しいと推察されることもございます。こういったところも考慮しまして、今後減免等、こういったところの検討がなされていくものと考えております。国の方にしましても、例えば保険料を凍結しよう、あるいは保険料を2分の1にすると、そういった議論がなされている、この辺で今後検討されていくんではないかと、このように考えております。

続きまして、ホームヘルプサービスでのホームヘルパーは足りているのかという御質問でございました。

このホームヘルプサービスにつきましては、来年の4月から、そのサービス提供が始まるわけでございます。市といたしましても、提供量の把握が必要であるというところで、この6月から7月にかけて、岸和田以南のサービス事業者に対して泉南市におけるサービス量の調査を実施いたしました。その結果、訪問介護での必要量が1週間当たり試算で1,489回に対しまして、供給意向1週間当たり2,932回、市内の事業者のみの供給意向1週間当たり1,380回というところで、大体93%といった充足率となっております。ですから、ほぼこのホームヘルプサービスにつきましては充足できるものではないかと、このように見込んでおります。

続きまして、市独自の介護サービスの給付についてでございます。

この問題につきましては、もし独自の市のサービスを実施した場合、これはこういった形で行う

かというのが問題になりまして、それが保険料で負担していただくのか、あるいは税で負担するのか、そういった形の問題もあります。また、もしそれを介護保険料の方で市独自の事業を実施しますとなりますと、今試算している以上の介護保険料の負担という問題が出てまいります。実際その問題が出てまいりまして、負担がそれ以上にふえてくるということもあります。

また、別に独自でサービスをする場合、これは税負担で行うという場合でございますけれども、この場合につきましても、本市の財政状況等も勘案いたしますと難しいものがあるのではないかなと、このように感じております。そのため、現在介護保険の事業計画というのを策定委員会の方でお願いしておりますけれども、こういった事業計画、あるいはその次にまいります老人保健福祉計画、こういった見直しの中で、この市独自の給付サービスにつきましても慎重な検討を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） 答弁漏れありませんか。上山君。

18番（上山 忠君） 一通りの御答弁いただきましたので、順番に従いまして再質問をさせていただきます。

まず、財政改革ですけども、市長の答弁、それから各担当部長の答弁があったわけですけども、努力はしていると、一定の努力はやってますけども、結果的に数字が上がってますということは、本当にやるべきことをやったのか、自然の状態をやむを得ず上がってきてるのか、そういうところをよく見てみますと、この立てた財政再建プログラムですか、それについてはやはり的を得てないんじゃないかと。

やはり答弁等でいろんなことを聞くんですけども、一般企業でいきますと、結果の数字が上がらなければやったことにはならないという、最近特にそういう感じで、数字でもって結果をあらわさないということになってるわけですから、そういう点から見たら、まだまだこれは92%にするという目標値に対して、結果的に103.5、104.4というふうな数字になってること自体が何も

してないんじゃないかというふうにとられても、私はやむを得ないんじゃないかと思っております。

いろんな施策、定期昇給も1年間凍結しますよと、各種手当も見直しますよということで、この間からずっとそういう答弁を聞いてるわけですが、しからば具体的にいつからどのようにしてやるのか、そのプロセスが全然見えてこないわけなんですわね。その辺のところをもう少しはつきりしたことでお願いしたいと思います。

それと、収税率の向上ですけれども、今答弁を聞いてびっくりしたんですけれども、100万円以上が430件、1,000万円以上が23件と、税の公平さからいうと、いかにもこれは不均衡じゃないかと思えます。一般サラリーマンなどは、特別徴収ということで天引きされてるわけですが、一般徴収の中でこれだけの滞納があるということ自体が、市民に対してどういうことをやるとするかというふうな苦情が来てもどうしようもないと思うんですけれども、この中にあるんですけど、臨戸徴収をやってると。それと、個人徴収も一生懸命夜討ち朝駆けみたいな形でやるとよといった中で、こういう数が滞納となっていると。

市民の中には、5年間辛抱したら6年目にはチャラになるんやでと、そういうふうな風潮も出てきております。そういうことがないような形で、やはり税金は、先ほど壇上で申しましたように国民、市民の義務ですから、義務を果たす者と果たさない者がいるということについては、理事者が行政としてはやっぱり考えていってもらわんとあかんと違うかなと思います。

それと、介護保険ですけれども、いろんなPRをしてるというふうなことを今答弁されたんですけども、やはり地域での対象者に対する説明というのが、10月からやっていくというふうな答弁でしたけども、やはり地域におられる方がいろんな形でPR、広報等を通じ、いろんな講演会を通じPRしていると答弁されたんですけども、関心のある人はそういう場へ出向いて、どういう制度かというのをちゃんと勉強されてると思うんですけども、そういうところに余り関心を持っておられない方への説明をどうされるのか。

それが10月から行うあれに当たると思うんで

すけども、それについても、もう実際に介護認定は10月1日から始まります。それに対してそういう対象者、特に2号被保険者、お金だけ払うてという形の方になるんで、その辺のこの制度自体のPRをいかにやるかがやっぱりこの介護保険の成功につながってくると思います。もうほかの市町村、他市なんかでは7月、8月ぐらいからこの地域説明会というのはやっておられる。そういうことから見ますと、泉南市でのこの地域説明会というのは、ちょっと遅いんじゃないかと思うんですが、その辺についてお伺いいたします。

それと、この保険料の件ですけれども、つい先日の新聞報道でいきますと、泉南市は3,194円という形で保険料が上がってるわけですが、対象要介護者が1,116人で12.4%を占めてるといふようなことの新聞報道がされてるわけですが、この保険料を払う特に1号被保険者の方で低所得者の方の保険料、先ほど申しましたように、それと生活保護世帯者の方の保険料は、税金でもってその中にオンされますと。

それと、ほかの年金をもらってる方は自分でそれを支払わなければならないと、そういう形になってくるわけだと理解してるわけですが、その辺のところ、本当に困っておられる方が生活保護を受けておられるのか、その辺のどこまで踏み込んで、本当に必要な方に必要な保護費がいくような形でもやっていかなければ、今後どんどん膨らんでいき、また低所得者の方々について整合性で不満が出てくるんじゃないかと思えますんで、その辺のそこをよろしくお願いします。

それから、ホームヘルパーの件ですけれども、充足率が93%ということで、まあまあ何とかいけるやろうということですが、サービスの質によってかなり時間等も変わってくると思うんで、その辺のそこをなるべく常に100%を目指した形のヘルパーの確保というのをお願いしたいと思います。

それと、市独自の給付サービスについては、いろんな面で多分できんやろうということで、ただいま答弁があったわけですが、やはり保険に見合ったサービスを受けるということで、泉南市についても、ある程度法律で決まった以外のサー

ビスでやるべきじゃないかと思うんですけども、この辺のところでは上乘せサービス、横出しサービス、その辺について、それとグループホーム、こういう考え方はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 結果がすべてであるという点で、具体的に数字を見れば何もやってないんじゃないかということで、民間に比べてすごく甘いというおしかりのお言葉でございます。結果から見れば確かに達成されなかったということでこの句もないわけでございますが、やはりこの間、その当時と比べましているんな面での状況の変化というのも確かにあったわけでございます。先ほど市長も申しましたように、1つ減税補てん債ということも加味しますと、数%の達成になるわけでございますし、そういう中でも、やはり我々として、具体により成果を上げるべく頑張っていくということは、もちろん変わりはないわけございまして、その中で最初の大綱にも目標とございました財政中期計画、これを今回6月にお示ししているところでございます。

今までいろいろと財政論議もあったわけでございますが、中身についてはいろいろと不備もございまして、こういうような財政の計画を立てること自体が今までなかったという中で、やはり今後いろいろと経済状況の不透明な中で、毎年これをローリングしていくということの中で、より具体の達成に向けて努力してまいりたいと思っております。いろいろと論議はあるかと思うんですけども、今具体の各課題を設けまして、それに向けての再点検等やる中で、具体の目標に向けて努力しているところでございますので、その点の御理解をお願いしたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 上山議員の再度の御質問にお答え申し上げます。

まず、地元での介護保険制度の説明会でございますけれども、9月から10月にかけて、これから実は地元の方の説明会を市として予定しております。そのほかに、今まで地元の方から、例

えば説明会というんですか、開催してほしいという御相談がありました場合には、従来地元の方に出向いて行きまして、そして説明会を実施したという経過もございます。今までに例えば5月とか、あるいは7月、8月、こういった期間にある種の団体から制度の説明をしてほしいということで説明会を行っております。

ただ、これはあくまでも団体の方からしてほしいという形で依頼を受けたものでございます。ですから、この10月からにつきましては、市の方で自主的にまた今後やっていこうと、こういうことを思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

それと、関心を持っておられる方については、説明会等についても来られるということ。そして、関心を持っておられない方については、こういった形のPRをしていくのかということでございました。これにつきましては、我々としては一番市としてPRする方法としましては、やはり広報を通じて一番みんなの方々に我々のやっていることを御説明できると、そして読んでいただけるということもありますので、我々としては、一番のやり方というんですか、それについては、我々は広報でこのPRをしていきたいと、このように思っております。

それと続きまして、市の介護保険制度に乗らない独自の法以外のサービスの提供についてでございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、この制度を実施する場合には、保険料あるいは税で負担するのかと、そういったところの問題もありますので、これにつきましては、これから我々はまだ考えていかなければならないところだと思っております。

そして、当然もし法以外でやるという場合には、これは実際に介護保険制度以外に現在実施している制度もございます。こういったものにつきましては、当然別の福祉制度という形で継続していくということもあります。

そして、また横出しあるいは上乘せということで、例えば配食サービスでありますとか、あるいはほかにちょっと今頭に出てきませんが、そういった制度につきましては、要するに市の単

独の事業でやっていくというような方法もありますので、その辺は、今度は老人保健福祉計画ですが、全体の老人福祉という中でこの事業については考えていきたいと、このように考えております。

それと、グループホームの件でございました。これ、ちょっと私もまだこの辺については理解してないところがあるんですけども、たしか痴呆性の御老人の方、これらにつきましましては、グループホームについては介護保険制度に乗ってるんじゃないかなと、こういうふうに思います。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） もう長々と言っても仕方ないと思うんですけども、この中期的財政展望案というものの説明を受けたわけですけども、この中身を見ますと悲惨なもので、この泉南市の財政は破綻しますよということがるると数字をもって説明されてるわけですけども、特に平成14年度には約17億円と膨大な財源不足を生じることが見込まれます、ということと述べられております。

それに対するとるべき対策、緊急対策等がなされているわけですけども、これは本当にやり切る、やり切ってもらわんと赤字がふえて、最終的には先ほど申しましたような17億に達する赤字になると。当然、基金も底をついてゼロになると。それに対して職員の退職金の基金はゼロやと。これから退職者がふえてくる中で、退職金引き当ての基金がないということは、その年度、年度ごとに一般財源から持っていくのか、特別の基金か何かをつくってまたやるのか、今後問題点がかなりあります。

そういう中で、ローリング方式でやっていくということをここに述べられておるわけですけども、そうしたら平成9年から始めたやつについては、こういうローリング方式というのは採用されてなかったのか。その辺いろんなことが書いてあるんですけども、要はこういう数字が予測されますよということに対して、何が何でもやる気持ちがなければ、この数字は達成されないと思うんですわ。

その証拠として、この3カ年の数字を見ても、目標として上げてるやつに対して、はるかに富士山よりも高いぐらいまでのとこの数字しか上がっ

てないわけですから、本当にやり切るというこの気持ち、市長を初め皆が危機感があるよと、平成14年のこんな数字になるよということが予測されるのであれば、それに対してどうやってやったら本当に実際効果が出てくるんかということまで突っ込んだような形でやっていただかんと、今後この数字だけ見ておると、市民サービスについても当然制限を受けてくるよと、受益者負担でいるんな負担増になってくるよという形になってまいりますんで、市民に納得いくような形でのやっぱり対策をやっていただきたいと思うんです。

それと、介護保険ですけども、いろいろ実際政府の方としても、ほとんどまだ決まってないというのが実情だと思います。そういう中で、それぞれ小出しにしながら、ああやこうやということでやっとなんですけども、本当に介護が必要な人に必要な介護が当たるような形でしてもらわんと、やっぱり当初から言われるように、保険あって介護なしというふうな形にならんように、その制度のPR等にはくどいぐらいまでやっていただきたいと思います。

それと、先ほど言いましたグループホームについても、やはりいろんなやり方等があるうかと思うんですけども、その辺についてもやはりいろんな研究をした中で、本当に軽度の痴呆者が集まって、ボランティアの方のお世話を受けながら伸ばしていくというふうな形の施設になると思うんで、その辺のところもいろんな研究をしながら頑張っていたきたいと思います。

財政の方については、義務的経費がもう一般財源の普通会計の中で59%、6割を占めるということは、ほとんどほかに、市民サービスに支障を来してくるような数字に近づいて来てると思うんで、その辺のところも、やります、やりますだけじゃなしに、実際効果が上がるようなやり方をやってもらいたいと。

それと、徴収率の関係ですけども、先ほど御答弁はなかったんですけども、市民の中での5年間辛抱すりゃええんやと、そういうふうな風潮に対してはやはり断固たる態度をとってやってもらいたいと思いますので、その辺よろしく願います。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 先ほど答弁を求められてまして答弁いたしませんでしたので、税の不公平感ということで御質問いただいております。

私どもといたしましては、税というのは担税力があるかないか、これが公平性を保つ1つの基準だと思っております。そういった中で、私どもは不納欠損というも決算ではいつも出してるわけですが、これにつきましては、なかなか私といたしましても勇気と決断が要るわけでございます。

この不納欠損と申しますのは、1つは市の減収につながる原因でございます。そして、またもう1つは、先ほどから御質問いただいております税の不公平感というものがああります。そういったもので、不納欠損で落とすには慎重審議、公平を逸しないように、私どもの方はいわゆる滞納者の財産の調査というものを慎重にやるわけです。不動産があれば不動産の調査もいたします。また、1つは電話を抑えるとか、また1つは定期預金とか、そういう担税力があるかないかということをよく調査いたします。

そうした中で、これは財力がないと、また生活というものが税をいただくことにより困窮すると、また住所がわからないと、そういった方についての不納欠損を行います。決して5年間放置して税を落としていくというようなことは、これはあってはいけないことでありますし、私どもの方といたしましても、そういうことの起こらないように、そういう滞納者に対しての税を払っていただけない1つの根拠というものを十分精査してやらしていただきたいと思いますし、またやっておりますので、ひとつ御了解願いたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今回の中期計画につきましては、各歳入歳出につきましては、各項目とも一定の推計、前提の上に成り立っているものでございまして、これは毎年ローリングをやる中でより精度の高いものにしていくことに努めてまいりたいと思っております。

それと、緊急対応策として、議員御指摘のよう

に歳入確保と歳出の抑制ということで、各数項目挙げていただいております。当然、これを実施していかない限り、本市の財政は危険な状態になるわけでございますので、これの各項目につきましては、常時その達成に向けまして、我々といたしましては、行革推進本部会議を中心にいたしまして取り組んで達成に努めてまいりたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 介護保険はこの後いろいろな人が聞かれるんで、もう介護保険については結構でございます。財政については、やり切ることをお願いして終わります。

議長（藪野 勤君） 以上で上山議員の質問を終結いたします。

午後3時40分まで休憩いたします。

午後3時 9分 休憩

午後3時42分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

21番（北出寧啓君） 議長の御指名をいただき、一般質問に入らせていただきたいと思います。お疲れのこととは存じますが、最後の1時間を集中していただきますようによろしくお願いいたします。

まず第1点、財政構造改革について。

バブル経済の崩壊後、10年近くが経過しました。本議会で私が市役所の抜本的な構造改革を訴えたのが93年、財政改革案を提起したのが94年です。当時、私の論考を読んだ記者がいみじくも指摘してくれたように、それから一、二年後、地方自治体の財政危機は、燎原の火のごとく全国に広がりました。

その後、当局は財政再建策をまとめました。しかし、本市の危機的状況はますます深刻になっていきます。一体何が行財政改革を妨げているのでしょうか。一般会計を圧迫する最大の要因は、言うまでもなく義務的経費であり、公債費、人件費、扶助費がそれぞれに大きな要因となっています。不況脱出の名目で乱発する赤字国債、建設国債が

地方自治体では補助金となり、不可避的に自治体は市債を発行し、公債費に苦しんでいるのです。

さて、大阪府は財政再建策として公共事業等の見直しをしています。公立高校もことしから3校が新入生を採りません。しかし、本市の財政再建にかかわって、公共事業はどのような見直しが行われているのでしょうか。現在、本市の大型公共事業として、花卉団地に隣接する農業公園、砂川駅前開発、砂川樫井線、基幹農道等が挙げられます。花卉団地は地価の低落のため、当初の業者の移入計画は変更を余儀なくされています。その上に、今後利益や効果が余り見込めない農業公園に、これまでの7億円に加え、今後公社から用地購入費を含め13億円もの投資を続けることに、一体どのような意義があるのかを問いただしたいと思います。

当初の利用者は、10万人という途方もなく現実から乖離した人数を想定していましたが、現在も同じ数値で計画は推移しているのでしょうか。とりわけその利用者について、一体どのような人を対象にしているのでしょうか。現在、地域の道路改良費などに各区に数百万円しか支出していない現状で、バブル時代の計画をほとんど変更もなく継続事業に付すことは、市民を冒瀆するものではないかと思えます。ちなみに、農業公園の事業目的は、花卉農業の振興と緑地の保全、活用を図るとともに、市民にレクリエーションの場を提供するとなっています。また、かつて鳴り物入りで進められた市民の里は、一体どうなっているのでしょうか。

さて、当初の砂川駅前開発については、当初の計画がバブル経済の崩壊で破綻しました。本市ではJR熊取駅やJR日根野駅のような駅前開発がなく、市の玄関は必要だとの認識に立って、一定の変更を加えた駅前開発は、砂川樫井線とともに継続しなければならないと思います。

しかし、問題は先行きを安易に展望した公共用地のずさんな先行取得によって発生した不用品の存在です。その総額は、買収総額約23億円のうち15億円にも及んでいます。全くむだなこの不用品の買収はどのようにして行われたのか、まず、その経緯を説明していただきたい。

次に、この不用品は、かつてのむだな用地買収のように、放置しておけば買収価格の3倍にも4倍にもなります。一体この土地をどうするのでしょうか。いたずらに保有するのか、あるいは買収価格の4分の1程度の売価で処分するのか、考えをお示し願います。また、このような買収工作の責任をだれがとるのかもお示し願います。しよせんだれも政治責任、行政責任をとることなく、負債は一切市民の税負担で賄われるのです。

また、砂川樫井線は積年の懸案事項であり、ようやく某社との保有土地の買収が成立しつつある現在、買収が不可欠だとは思いますが、この結果、市の公債費負担はどのように増加するのか、お答え願いたい。

そして、オオタカのひなの成長が確認された基幹農道について、再考を促したいと思えます。建設省と農林省が都市部と山間部でそれぞれのテリトリーを競う、投資効率からいって全くむだな大型農道が、近畿圏の保全区域の整備に関する法律によってほぼ開発が禁止されている地域になぜ必要なのでしょう。農業の振興のために制定された都市計画法と生産緑地法も、売却に転じられた農業用地が1件も市によって取得されず、100%が宅地開発等に転用され、農業はじり貧の状態になっています。そうした中で、山間部に47億円も投じる基幹農道の整備がなぜ必要なのでしょう。

また、財政危機から地域の道路改良費もろくに出せない現状で、このことが一体許されるのでしょうか。これも6万市民に対する冒瀆です。確かに、47億円のうち40億円は国の補助金です。しかし、残りの7億円は5.6%という高金利とともに、公債費をさらに増加させます。補助金さえつけば何でもするという能天気な考えは、当然財政危機の中で修正されてしかるべきです。

さて、人件費について、本市の人件費が突出している最大の原因は、本庁外の職員数、つまり他市ではほとんど民営化されている清掃業務に従事する職員と、幼稚園、保育所、小学校の職員の数です。全国平均値が40%である人件費が本市では50%を超えている現在、時代に応じた変更は不可欠でしょう。清掃業務については、現行制度

は変更できないにせよ、今後は民営化に漸次移行しなくてはなりません。

一方、同じ地域に小学校や保育所が2カ所あったり、すでに校区が過疎化していたり、これらの統廃合を図らなければ本市の人件費の突出は抑えられず、また少ない教育費も人件費に食われて修繕費等は激減するばかりです。

さて、統廃合問題を提起してから数年がたちます。その後の取り組みの現状を報告していただきたい。もはや検討中ですでは通りません。

そして、扶助費については、生活保護費の実態を報告していただきたい。その性質上、長期にわたる保護費は異常であると考えます。5年単位でその割合をお示し願います。

次に、教育問題について。

学校崩壊と再生について、その理論的枠組みは本議会で再三議論させていただきましたので、今回は一定の方針や施策が出されるとき、それは教育委員会であったり学校長であったりするわけですが、その施策が実現していく決定プロセス及び実施後の実践責任は一体だれが負うのか、その点を明らかにしていきたいと思います。

まず、教育委員会と学校の権限について少し触れておきます。最も大切なカリキュラムについては、教委は教委としての目標と学期、休業日の決定、学校はその教育目標、年間指導計画の策定などです。教科書の採択は教委、補助教材は学校、人事に関しては採用、異動、懲戒などは教委、その意見具申、校内人事、勤務評定の実施などは学校となっています。施設、設備は、建築、改良は教委、管理は学校です。その他予算については、当該地方自治体の長が編成し、議会の議決を経て成立します。

また、教育長は教育委員会が任命し、教育長は教育委員会の指揮監督のもとでその権限を行使するわけですが、その権限は多岐にわたります。指導主事は事務局に置かれ、学校の教育課程、学習指導など、学校の教職員に指導助言することが基本的な職務です。

さて、幾つかの事例を提示することで、具体的な実践責任について考えてみたいと思います。教委や学校長はどのような協議を経て年度目標を設

定するのか、また目標を設定されたとき、それはどのようなプロセスを経て実施されるのか、あるいはその結果について教委や学校長がどのような責任を負うのか、お答え願います。また、現場の教員の実践責任が発生するのか、そうしたこともお示し願いたい。

2年前に出された21世紀に向けた地方教育行政のあり方に関する調査研究協力者会議を見ると、学校の地域教育機関として保護者や地域に対して、学校経営上の責任の所在を明確にすることの検討が必要ではないか、と指摘されています。そして、子供の実態に応じて創意工夫を凝らした学校づくりに取り組むこと、そして教委は学校の自主的な取り組みを支援する観点から検討が必要だと指摘されています。

雑駁に言うと、教育にかかわる権限の多くを教委は学校に委譲することで、学校の自主性、自律性を高める、その上で学校の保護者や地域に対する責任を明確にするという形が明らかになってきていますが、その場合、教委の役割とは一体どのようなものになるのかの答弁もお願いいたします。

さて、学校の管理運営権、また本年7月の市条例の改正後、職員会議の統括権は校長であると明示されています。その場合、校長と教員との学校、生徒に関する実践責任は果たしてどうなるのか、お示し願いたい。職員会議での議論は、当然説得と納得によって進められるにせよ、統括権や決定権は校長にゆだねられているわけです。当然、学内で発生する事件に関して、その責任は校長に帰属します。では、教員の実践責任は全く問われないのでしょうか。

ある学級の状況を設定しましょう。授業を受け持つ教員が授業準備をすることもなく、また個々の生徒に対しても何らの注意を払うことなく、機械的に授業を進める。授業が騒然となり、学習意欲を持った生徒が満足に授業を受けられない事態が発生する。その場合、その教員の実践責任は問われないのでしょうか。

かつてからこうした実践責任は、全く問われてこなかったと思います。保護者が苦情を言う、しかし事態は一向に改善されない、これが常態ではなかったのでしょうか。かつて学級王国と言われた

ように、先生は王様であり、だれからも批判を受けることはありません。しかも、この王様である先生が学校というシステムの中で、その主体である生徒と直接結ばれているのです。

そのような観点から考えると、生徒は全く無権利状態に置かれていると言っても差し支えありません。もとより、生徒には授業を選択したり拒否したりする権利はありません。このように先生は揺れ動く疾風怒濤時代に突入している中学生というガラスのような存在に向かい合っているのに、実践責任は直接には問われることはありません。もとより校長は教壇に立つことはありませんから、その実践責任を負うことは、直接的にはあり得ません。

また、全く反対のケース、つまり一生懸命授業に臨もうとする先生が生徒に翻弄され、暴力まで振られるとする。さて、先生の権利はどう守られているのでしょうか。つまり、それを保障する制度はどのようにあるべきなのでしょう。それぞれのケースにおいて、管理職や教員がそれぞれに実践責任を問える制度、そしてその限界はどのようなものになるのでしょうか、お答え願います。

さて、中学校PTA会長としての私のささやかな理論的、実践的帰結として、管理職、教員、保護者、地域自治の代表者などで構成された一定の権限を有する学校評議会制度を設けてはどうかということを提起したい。それは私たちPTAが取り組んでいる学校、家庭、地域から学校再建への制度的確立でもあります。小学校で学級崩壊を耳にするにつけ、単なる学校だけでは、現代という時代からすると生徒の教育は困難過ぎるということからも、ぜひ学校評議会の緊急の制度化を求めたいと思います。

次に、総合教育について。

鳴り物入りの総合教育ですが、その準備作業並びに人的体制についてお聞きしたい。

例えば、学校ビオトープなどの取り組みについても、教員はほとんど関心がないように思えます。例えば、そんな問題を考えるにしても、来るべき総合教育がまたかけ声倒れになり、総合化するだけ専門性が希薄になるのではないかもおそれます。とりわけ理科の先生は、18世紀型の分類学

から生物多様性という種別かつ包括的な生態システムに対する認識を持たなければならないにとどまらず、文明史的、生態史的の把握も要求されるわけです。

さらに言えば、よく取り上げられる生きる力は、逆説的に言えば、現在の学校カリキュラムが現代の生徒にほとんど効果を上げられず、全く魅力のないものになってしまっていることを示しているのです。であるならば、生きる力と総合教育の内的相関性を看取り、現行の教科にかかわって教委及び現場の教員が現行の教科のあり方の根本的な見直しを始めなければならないはずで、その点についてもお答えください。

次に、環境保全について。

さて、嫌な思いを残しただけのオオタカ問題でしたが、私たち環境保全団体は、不愉快な教訓も生の糧としつつ、この地に生を受けた者として、生涯をかけて環境の保全と復元に身を挺したいと考えています。

さて、今回の問題は、オオタカ調査委員会にしても、生態系調査にしても、当初の市民参加型の展望は全く放棄されているということです。なるほど各種の環境保全団体は、NGOやNPOといった組織ではなく、いわば純然たる民間団体であり、公的に予算を計上することが難しいといった問題があるにせよ、結果として長年にわたって市域の環境保全に努めてきた専門家を無視した形の調査委員会やそれに対する委託は、市民参加を旨とする市の原則に反するのではないのでしょうか。市の考え方を問います。

次に、野鳥園について。

ようやく野鳥園がりんくうタウン開発のラストランナーとして動き始めました。市と府による協議会が発足するという事は、待ちくたびれた感があるものの、ピオトープによる野鳥園を提案させてもらった当事者としてうれしく思います。差し当たっては、湾岸ピオトープの基本的な考え方を示し、担当官による判断を求めたいと思います。私たちは今後海岸ピオトープを復元するわけですが、ピオトープはそもそも野生生物の生息する空間であり、ギリシャ語源で生命の居場所をあらわし、ここでは失われた海岸自然及び湿地帯を

復元することを意味します。それは鳥類にとどまらず、魚介類、昆虫、落葉・広葉樹など生物種の多様性にあふれたものでなければなりません。

かつてここは魚たちの産卵の場であり、海と湿地帯が交錯する豊穡な海岸線でした。私の子供時代は、それこそカニ、とりわけハクセンシオマネキと戯れたものです。今も目を凝らすと、ボラの稚魚やイトウナギが男里川をさかのぼっていきま。象徴的生物としては、東瀬戸内型メダカやウシガエル、できればホタルなども繁殖させたいと考えています。

また、この海岸ビオトープは、もとより孤立したのではなく、男神社や天神の森、男里川公園、干潟などをコリドーでつなげようとするものです。また、作園の段階では、小・中・園の先生や生徒の参加を募り、21世紀初めの総合教育にも寄与できればさらにいいと考えます。豊かな山々と残された干潟、海岸線を有する本市の海岸部での大事業の1つとして、行政当局には先進的に取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ダイオキシン等の化学物質について。

環境ホルモンについては、国の今後の研究に待つとしても、複合的汚染の原因は、蓋然性において対策を講じなければなりません。3年ほどかつてのすさまじい野焼きの結果としての人体汚染の程度を検査するように求めています。いまだそれが始まろうとする予感すらありません。

そうこうするうちに、野焼き現場周辺の住宅街の住民に肺がんや悪性腫瘍、白血病などが頻発しています。これでも市当局は何の対応も示さないのでしょうか。ダイオキシン問題は、直接的にはエイズ問題と同じように、83年にその実態を知りながら100ピコ等という法外な数値を設定した厚生省の悪魔性の結果以外の何物でもありません。で、市当局は間接的にその間違いを続けるおつもりでしょうか。

また、清掃工場の三十数億円を投下するバグフィルター設置を中心とした改良工事も、ダイオキシン量は結果として5ピコから0.5ピコに1けた下がるにすぎず、我々が昨今研修してきた室蘭市を中心とした8市町村の新炉計画は、すでに0.0024ピコがその基準値となっています。答弁を

求めます。今、地域住民は、少しずつこうした現状に対して関心を示し始めています。

最後に、市の外交政策について。

9月の下旬、アジアの都市学者が集まってアジアの経済危機の都市ごとの政治経済分析を行い、最終日には9月11日付の朝日新聞に掲載されたように、「都市は国を越えられるか」をメインテーマとしたシンポジウムが開催されました。私も通訳としてその会議に参加してきましたが、今不況にあえぐ韓国、日本、中国が黄海を中心に黄海経済圏をつくろうというものでした。最大円には北京とともに大阪も入っており、私としては、地場産業の衰退の中であえて新規産業の誘致を伴う生産と消費の経済交流を目指すべきではないかと考えます。今後を展望した形で、市の考えをお示し願いたいと思います。

演壇での質問はこれで終わりたいと思います。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

議長（藪野 勤君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 最後の外交政策という問題についてお答えをしたいと思います。

御指摘ありましたように、9月11日の朝日新聞にそのシンポジウムの記事が載っております。私も拝見をさせていただきました。現在、泉南市は、特に海外との交流につきましては、中国の福建省の泉州市と約10年余り交流をいたしております。その間、私も訪問をさせていただき、また向こうからも何回かお越しになりました。

我々は、人の交流あるいは文化の交流を中心に行ってまいったところでございます。その中で、経済交流もということだというふうに思います。今、泉南市の企業におきましても、中国の上海市の近くに進出しているところもございまして、それから、泉州市の方には大阪の吹田にありますビール会社ですね。ここが合併で進出いたしております。

それから、私も行かしていただいたときに、その合併企業の契約の場に招かれたといいますが、参考に同席をさせていただいたんですが、圧倒的に台湾の企業が非常に多かったわけございまして、今、中国は共産主義ではありますが、実質的

な資本主義社会に近い形態だというふうに思います。ですから、どんどんそういう合併会社を設立して、彼らは都市間競争をやっているわけですね。中国で、先ほどのベスト何やらではないですけども、例えば泉州市なんかは中国で何番目になったとか、それを誇らしげにパレードをしたりということをやっておるわけでございまして、そういう意味では資本主義に近い形ではないかというふうに思っております。

あちらからお越しになられた方も、経済交流をしたいというお話がたくさんございました。特に、泉州は石材のまちでありますから、石材の輸出なり輸入なり、それから、海産物の話もございました。泉南市におきましても、商工会を中心にその辺の話も来られたときにしたんですけども、1つはちょっと規模が違うということですね。あちらの市というのは600万市でございまして、我が方は100分の1の6万余りでございますから、全く規模が違います。やはりそういう経済交流をするとなれば、向こうといろんな対応ということになれば、やっぱり都道府県レベルの話ではないかというふうに思います。ですから、人的交流あるいは文化交流を中心にやっておりますけれども、今後経済交流ということになりますれば、当然大阪府も一体となった取り組みが必要ではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、泉南市も国際交流を積極的に推進していこうという立場でございまして、今お示しいただいた議員の御質問、あるいはこのシンポジウムの中で論じられていることも含めて参考にさせていただいて、今後我々として対応すべき点があるかどうかも含めて検討させていただきたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 本市の大型公共事業を担当いたします事業部でございます。農業公園を初め都市計画道路、また基幹農道、また砂川駅前の再開発事業、取り組む事業ことごとく御批判されたわけでございますが、事業部の存続にかけて御答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、農業公園の意義はどこにあるのかという

お尋ねでございました。

農業公園の整備につきましては、緑豊かな自然の中で市民が花と緑に親しみ、また土と触れ合うなどのレクリエーションの場を提供するということが目的としております。平成6年度から事業を実施しておるところでございまして、泉南市の農業は、都市近郊型の立地を生かした新鮮な農作物を供給するということにございまして、食糧生産以外にも幅広い広域的な機能を発揮しております。

しかし、多くの市民が気軽に農業と農村地域の自然に触れ合うことのできる機会は限られておまして、農業公園でのレクリエーション活動を通じて、農業や農家との触れ合い、農業の重要性などを理解していただけるような場として、また自然の中での学習、健康づくりの場として、市民のさまざまなニーズにこたえられるものと考えておりますので、事業を推進しておるところでございまして、

また、御指摘の年間の利用者数、10万人は大きいのではないかなという御質問でございましたが、農業公園に類似した府の施設とか、また和歌山の施設などございます。それらの利用人口も想定しておまして、10万人規模については、大きく施設のこれからの建設状況、これにかかわるわけでございますが、施設の魅力づくりが肝心であるというふうに考えております。若干トーンダウンはいたしておるところでございまして、努めて事業年度に沿う形での推進をしていきたいというふうに思っております。

それから、かつて鳴り物入りで進められた市民の里はどうなってるのかという御質問でございますが、市民の里につきましては、平成4年度から平成7年度まで事業費を投入いたしておまして、現在で4億2,000万円ぐらいでございますが、現在財政状況もございまして、現状のまま利用するというところで少年野球などに利用されておるところでございます。

問題はアクセスにございまして、山の中の土捨て場でございましたので、そこにどうして行くか、また水道とかのいわゆる附帯の設備をどうするかというのが大きな問題で、今現在はそう利用はされておらない。経済効果が悪いのではないかなと

いう御指摘でございますが、基幹農道の設置についても、アクセス道路と兼ねられるということもございましたので、基幹農道の進捗によっては、市民の里の利用も図られるというふうに考えておるところでございます。

それから、砂川駅前の先行取得の件でございますが、駅周辺の全体の整備構想の中で位置づけられた公共事業用地として、また転出を希望される事業協力者への代替用地という形で、土地開発公社で先行取得をしております。しかし、だれもが想像だにできなかったバブル経済の崩壊という事態が生じたことで、駅前整備事業についても事業の区域、また整備の時期、手法等の見直しを余儀なくされまして、種々検討を加えている段階です。現在、事業として成立し得る最小限の規模の事業区域に縮小いたしまして、段階的に整備をする計画を準備組合と協議調整を行っております。

今後とも、先行取得用地の有効活用、これも図りながら事業の早期実現に向けて、準備組合とも十分に協議を重ねていきたいと思っております。先行取得地の処分については、今後の駅前整備事業のスケジュールとも整合を図りながら、利用方法、処分先等、処分ということに決定した場合には十分に検討を行ってまいりたい、また議会にもお諮りをしたいというふうに思っております。

また、このような買収の責任はだれがとるんかということでございますが、だれがとる、かれがとるというわけではなしに、どうやってこの先行取得地を処理するかというのは、将来の泉南市の大きな問題でございますので、慎重にも慎重を重ねて検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、基幹農道の件でございますが、基幹農道の整備の必要性についてお答えをさせていただきたいと思います。

農用地の総合整備事業は、農産物の流通条件の改善と地域の活性化に資するため、農用道路と沿道の営農団地、農業生産基盤の整備を行うということでございまして、六尾の農用地の整備事業、また上之郷、下村、これは兎田地区になるわけで

ございますが、これの整備事業も着手をしておるところでございます。基幹農道だけの整備事業ではございません。農業及び農業が営まれる地域が農業の営みを通じてその環境が維持されて、その保全のために農業生産活動を継続支援するための基礎的な社会資本を必要とするわけでございまして、市内には金熊寺などの地域資源、農業公園の予定地、また市民の里などの公共施設が点在しております。これらの施設のネットワーク化によって、農業以外の地域振興も図られるというふうに確信をしておるところでございます。

このような基幹農道は、地域農業の活性化、地域の保全、活用の核となる施設と考えておりまして、市としましても今後計画的に事業を推進していくという考えであります。事業における経費の節減につきましては、今後とも公団、大阪府に要望してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、補助金さえつけば何でも能天気にも事業をやるのかということでございますが、我々事業に従事する職員につきましては、補助金事業の怖さといいますか、落とし穴といいますか、それは十分承知をしておるものでございまして、何も何でもかんでも補助金ついたら事業をするというわけではございません。十分な精査を加えて、議会にもお諮りして、それで事業に着手をしているということでございますので、今後とも慎重な事業の取捨選択、これを心がけていくということでございます。

それから、環境保全にかかわりまして、泉南市も生態系の調査を行うわけでございますが、お示しのように11年度の当初予算で調査費を計上しております。生態系の調査は、本市のオオタカに限らず希少な動植物の生息、生育状況を把握して、その保護に向けた基本的な基礎資料とするために実施するものでございまして、哺乳類、鳥類、昆虫に至るまで多種多様な、また広域な調査を必要といたします。このため、限られた予算の中で、今年度につきましては文献等の既存情報の収集及び整理を実施する予定にしております。その作業について、業務委託をする準備を進めている状況でございます。

今後の調査予定でございますけども、今年度実施いたします文献調査、これを基礎として来年度以降市域に調査ポイントを設定して、順次現地調査を実施していく方向で検討しております。この中で、市民参加型の調査というのはどういうものかという部分については、十分慎重に考えていきたいというふうに思っております。今後とも、事業地での環境への配慮とともに、豊かな自然環境を適切に保全するための総合的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

それから、野鳥園のことでございますが、この施設周辺は、平成7年8月30日にりんくう南浜2号緑地として都市計画決定をされたものでございます。その後、当該緑地の南側に野鳥公園として整備することを想定して、関係機関と検討しているところでございます。具体には大阪府と泉南市におきまして、この施設の整備検討協議会をこの夏に立ち上げたところでございます。

今後とも、事業の着手に向けて専門家の意見も聞きながら、整備手法等検討してまいることになっておりますので、議員御指摘のピオトープ方式という部分も考慮に入れた形での調査という形になるのではないかと思います。以後よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 北出議員のダイオキシン問題につきまして、私の方から御答弁申し上げます。

現在、我が方の清掃事務組合では、議員御指摘のとおり大規模改修工事に着手をやってございます。これにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する政省令によりまして、平成14年12月から我が方の焼却炉は5ナノグラム以下に基準値が定められてございます。

これらにつきまして、私どもとしましても、住民の健康を第一に考慮しまして住環境の保全に努めなければならない立場から、新しいガイドラインに沿ったいわゆる1ナノグラム以下の施設にするべく大規模改修を行っております。これにより、二次公害の防止に万全を期した管理運営をできると、清掃事務組合の方から御報

告をいただいております。

また、周辺住民等への健康についての御質問もあつたわけでございますが、現在、国におきましても人体への影響が完全に解明されておりませんので、今後の政府の明確な基準値等を注視していきながら対応をしてまいりたいと、このように考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 教育問題に入ります前に、前段でありました行財政改革の中の幼稚園の問題が出てまいりました。

小学校のことも出てきましたけれども、小学校につきましては、統廃合のことは考えておりません。幼稚園につきましては、以前から検討事項ということでございましたが、ことしに入ってから検討をいたしました。その中で、幼稚園児が微増、ふえているという状況でございますし、最近特に少子化対策ということで、施設の併用あるいは子育て支援センター的役割を幼稚園が課せられているという状況の中で、現在も未就園児の遊び場提供ということで開放し、取り組んでおりますし、また現幼稚園の地域社会と密接に結びついているという状況の中で、統廃合につきましては、検討では済まされないということでございますが、さらに検討を加えていきたいということでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、教育問題でございます。

まず、1点目としましては、教育委員会と学校の組織と責任というあたりになろうかと思いますが、学習指導要領に、各学校においては、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする、と規定いたしており、教育課程の編成においては、主体は学校でございます。

教育委員会といたしましては、文部省、大阪府教育委員会が制定している教育課程を編成する際の基準に照らし合わせ、学校の実態に即して編成し、届け出された教育課程につきましてヒアリングを行い、指導助言を行い、よりよい教育課程と

なるよう努めているところでございます。

各学校での教育課程の編成に当たり、校長の責任と学校経営方針のもとで、校内委員会や職員会議において各教職員の意見交換、共通理解が図られ、学校教育目標の設定、具体的な教育課程の編成が行われているところでございます。

このようなプロセスを経て編成された学校の教育課程は、校長の責任のもとで各教員によって具体的に実践されます。そして、その実施の評価につきましても、実施の過程や必要に応じ、また年度末に学年教科や教職員全体で、ときには外部講師も招いて反省を加え、よりよい実践となるよう努めているところでございます。

続きまして、学校崩壊と再生についてでございますけれども、現在、中学校におきまして授業エスケープが見られて、このエスケープ生徒の指導に各校とも努力をしてまいってきております。各校の取り組みの過程で、保護者や地域の方々の御協力を得るために学校公開を行い、学校の現状を知っていただくとともに、保護者の方々の御意見も聞かせていただき、学校の改善に努めているところでございます。

このような各校の取り組みによって、保護者の皆様だけでなく校区のいろいろな団体や組織の方々からも、学校のために何か協力できないかというお言葉もいただくようになってまいりました。保護者の皆様や地域の方々の協力を得て、今後学校の機能を再生していくに当たり、学校、家庭、地域の役割を整理し、それぞれの役割に基づいた活動と協力を得られるよう、次のような視点で連携を進めてまいりたいと存じます。

まず、1つ目は、学校は現状を分析し、児童・生徒をどのように育成していきたいかを明確にし、保護者や地域の方々に提示していくことが必要であります。学校教育目標を保護者の方々に説明する責任があるかと、このように考えております。

2つ目としまして、学校が主となって取り組む事柄と、保護者や地域の方々の強力を得て取り組む事柄、主に保護者や地域にゆだねる事柄を明確にしていく必要があります。とりわけ、学校が主として取り組む事柄は、教育活動を展開する場としての学校の教育環境を整備すること。具体には、

児童・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係の確立、わかりやすい授業、個に応じた授業など、現在、教育改革で取り組むべき事柄を中心に据えて取り組んでいるところです。

3つ目としまして、体験的な学習や専門的な知識、技能に触れる機会を学校が設ける場合、保護者や地域の方々から広く人材を募り、協力を得て進めているところです。

4つ目としまして、生活面では、学校だけでなく地域や家庭の教育力や関係諸機関との連携により、児童・生徒を支え、自立へ導けるよう取り組んでいるところです。

また、御指摘いただきました学校評議会につきましては、去年、中央教育審議会答申において考え方が整理され、本年度文部省は具体化に向けて取り組んでると聞き及んでおります。研究を重ね具体的な方策を検討する中で取り組んでいきたいと、このように考えております。

最後に、総合教育という御質問でございましたが、2002年からの新指導要領の中に出てきます小学校3年生以上中学3年生までの総合的な教育ということだととらえまして、そのことについて御答弁申し上げたいと思います。

今日の学校教育は、校内暴力やいじめ、不登校や学級崩壊等の課題があり、その背景には豊かな社会や少子化などの社会の変化など、多様な要因が考えられます。この今日的な課題への対応と克服には、新しい発想が求められております。この大きな転換期に対応するために、総合的な学習の時間が創設されました。

総合的な学習の時間の趣旨は、各学校が地域や学校の実態に応じて創意工夫を生かし、特色ある教育活動を展開できるような時間を確保することであり、環境教育、国際理解教育、情報教育、福祉、健康などの横断的、総合的な課題を児童・生徒の興味、関心に基づいて、みずから学び、考える力などの生きる力をはぐくむことにあります。

総合的な学習の時間の推進のため、教育委員会といたしましては、教職員の意識の変革が必要であると考え、本年度は教職員の研修会で「総合的な学習の時間をどのように進めるか」と題した講演会を開きました。

また、家庭や地域との連携を図ることが効果を拡大するものと考え、地域のいわゆる社会人の人材の発掘に努め、既に各学校において御協力を得ているところでございます。各学校が地域や学校の実態などに応じて、創意工夫を生かして特色ある教育活動を展開するよう指導をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、私の方から北出議員御質問の、まずこれは行革の関係の人員費の中の御質問で施設の統廃合、特に保育所の問題もございました。このあと保育所の統廃合に係る問題につきましては、我々健康福祉部としましては、統廃合という形ではなしに、この行革の問題につきましては、定数の問題を取り上げてそれを考えていきたいということで今まで答弁させていただきました。

ただ、関係する御質問の中で、実は現在の措置児童数の推移というのもございます。といいますのは、この5年間を見ますと、特に0、2歳児の増加につきましては、この5年間で50人以上ふえてまいっております。それと、また全体でも130人余りこの5年間で措置児童数がふえてるといふ実態もございますので、この辺ももう一回考えながら、この保育所の問題については検討していきたいと、このように思います。まだまだこの措置児童数については今後ふえていくのではないかなと、そういうふうなことも予想しておりますので、こういった形で、この保育所問題については対応していきたいと、このように考えております。

それと、もう一つ、生活保護費の実態についての御質問であったかと思えます。この生活保護費の実態につきましては、まず最近の決算状況で説明させていただきます。

まず、生活保護費、これは実際人員費も含めた形、そして扶助費の関係、別にまた説明させていただきたいと思うんですけども、生活保護につきましては、全体の決算の中で占める割合としましては、この5年間に約5%から6%、この範囲で実は生活保護——不十分ですけども、この五、六

%という形で推移しております。

平成10年度ですけれども、ちなみに数字を申し上げますと、扶助費としては11億6,576万5,000円と、こういった数字になっております。そして、この扶助費については、平成10年度一般会計に占める割合としましては6.0%といった数字になってます。なお、この扶助費につきましては、当然国費、府費が入っております、約82%がその補助金という形になっております。

それと、続きまして長期にわたる保護費の実態の御質問があったと思います。

これにつきましては、生活保護を受けておられる方が600人余りおられるわけでございますけれども、この中でやはり5年から10年といった長期に、または15年といった形で生活保護をいまだに受けておられる方もございます。

ただ、こういった方につきましては、年配というんですか、年をとっておられる方がおられまして、そして我々としては、当然この生活保護事務を行っていく上では、日ごろから例えば生活実態の調査でありますとか、その本人さんとヒアリングというんですか、生活状況をお聞きしまして、例えば生活の状況はどうであるとか、そういった形でその保護を受けておられる方々の状況を把握しているというところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 北出君。時間が余りありませんので、簡潔にまとめてください。

21番（北出寧啓君） 60分は確保していただけますね。

多岐にわたってますので、公共事業について少し申しておきたいのは、述べましたように、いわゆる単独建設費で地域の道路改良とかやるわけで、結局補助金の走ってるとこで何十億もかかっていて、ほかの地域は数百万ぐらいで毎年とどまると。そうすると、一体高額に納税している一般市民は、どんなふうな恩恵を受けるのかと。地域の道路改良もほとんど出ないような状況で、農業公園とか基幹農道とか、ただ美しい言葉で、いろんなことで装飾はできるわけですけども、しかし、そういうことが犠牲になって、それとのバランスが余りにも本市は隔たり、偏りがあるんじ

やないかというふうに判断しているわけです。

例えば、財源が豊かで各地域の改良費等を含めて、きっちり予算が捻出できてるという状況であれば、別に何もこういうことを発言するつもりはありませんけれども、余りにも偏りがあるということで、その辺の判断はいかがなんでしょうか。特に気になったのは、予定どおり随時農業公園でもやっていくということで、財政危機も考えないで、財政危機は途中から発生したわけですから、その考慮することなく、これまでの計画どおり進捗さすということであれば、何の反省もないんじゃないかというふうに考えます。お答え願いたい。議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 1つは、公共事業についての考え方というんですかね、これが1つあると思うんですけれども、こういうふうな事業は、きょう考えてすぐあしたからできるものでもない。やはり長期的な見通しの中で、市の総合計画というんですか、そういうものの中でやるものがございます。そういう中で本市といたしまして、現在までおくれてございました基盤整備を主体としまして、取り組んできている経過があるんじゃないかと。

具体的に申しますと、平成元年で投資的経費が33億、それ以後純増してきてございまして、平成5年、7年、8年では60億台を突破してきたわけでございますけれども、そういう中で一定の基盤整備とともに、現在の状況に合わせまして、平成10年では18億、また11年度におきましても約18億という形で、大幅な縮減をしてきている経過が1つはございます。

そういう中で、議員御指摘のように日常的な一般市民の生活基盤の対応というんですかね、修繕的なもの、これとのバランス、これについては今後の財政運営の中で、いろいろと状況なりを踏まえた上で考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） その点については、もう時間がございませんので、ただ一言だけ、冒頭で言わしていただいたように、93年、94年ぐら

りんな形でもう七、八年かかってるわけですよ。一層財政危機が進行しているという構造がやっぱりもっと深刻に、特に管理職は取り組んでいただかなければ、市民に対する責任が果たせないのではないかと。

ほんとに今の事情というのは、管理職も、我々も決定権者でありますから、議会は意思決定機関でございますから、我々の責任も当然問われるわけですが、そうした深刻な反省の上で行政運営をもっとやっていただきたいと思います。

教育問題でございますけれども、統廃合にかかわってこれも何年か言ってるわけですね。人件費の突出というのはどこにあるかといったら、本庁じゃなくて外郭団体にあるわけです。各幼稚園、保育所ですね。所長、主任とか、前も出席させていただきましたけれども、泉佐野市では保育所の看護婦は1人で巡回してるんですけれども、泉南市の場合は各保育所ごとに1名置いてるわけですよ。所長があり、主任があり、あるいはフリーがあり、もう管理職とかそういうのが非常に人件費を突出させている要因になってるわけですよ。全く手を加えていないわけですよ。もちろん、民間と単純な比較はできませんし、保育あるいは教育について、子供たちには精いっぱい予算枠はしてあげべきだとも思います。

ただ、逆に今、全体の教育費の予算も高くない現状で、人件費が高まるということは、松本議員なんかもおっしゃったトイレとかいろんな修繕費なんかほとんど出ないと。ほとんど人件費に食われちゃってるわけですよ、少ない教育予算の中で。こういう構造的な問題は一体どう考えるのか。もっと深刻に反省していただきたいと思います。

それと、我々PTAでいろんな形で、地域、家庭という形でいろんなことに参加していただいて、現在学校に協力する形で学校の改革を続けさせていただいておりますが、それはやっぱり制度的に言って保障がなければやっぱりだめじゃないかと。たまたま文部省の方も学校評議会なり協議会みたいな形を提案してきておりますので——大阪府も当然そうです。そういう発言をしておりますから、我々が実践過程で提起されてきた問題をやっぱりより有効に速やかに受けとめていただいて、年度

化を図っていただきたいと。また、これで文部省の出方を待つて決めますとか、検討中ですか、そういうことであれば改革は進まない。改めて教育長の方から答弁いただきたいと思います。

議長（薮野 勤君） 亀田教育長。時間がございませんので、簡潔にお願いします。

教育長（亀田章道君） 失礼いたします。今の北出議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど西坂部長の方から答弁いたしましたように、それから北出議員さんのお話の中にもありましたように、府の方でも、あるいは文部省の方でも、いわゆる教育コミュニティ、あるいは教育評議員、学校評議員というような形で検討が加えられております。ぜひ、本市におきましてそういうものを検討させていただいて、早急に中学校単位なり、あるいは小学校とか、そういった形で進めていく段階に入ってまいりたいと、このように考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（薮野 勤君） 以上で北出議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明21日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（薮野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明21日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。御苦労さんでした。

午後4時45分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議員 薮 野 勤

大阪府泉南市議会議員 成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員 島 原 正 嗣